一般社団法人長野県農業会議　第122回常設審議委員会の概要

令和8年5月15日（金）に長野市「ＪＡ長野県ビル」において開催した、第122回常設審議委員会の審議結果等の概要は下記のとおりです。

記

1　農地法等に基づく審議

（1）第1号議案

農地法第5条の規定に基づく農業委員会からの意見聴取案件について審議した結果、「許可相当」として意見回答することを決定しました。

2　協議事項

（1）令和8年度全国農業委員会会長大会及び県選出国会議員との要請懇談会について

資料②により説明し、原案どおり決定しました。

3　報告事項

（1）春の農作業安全運動について

資料③により説明しました。

4　研究検討事項

（1）地域計画の推進について

資料④－１、④－２により説明しました。

一般社団法人長野県農業会議 第122回常設審議委員会 出席者名簿

期日　令和8年5月15日
場所　JA長野県ビル12A

■常設審議委員 在籍者30人、出席者25人 （敬称略）
　○印は出席者

	氏名			
正副会長	24 （会　長）望月　雄内 ○	1 （副会長）市川　覚 ○	8 （副会長）田中　悦郎 ○	
常設審議委員	2 小山田　武 ○	3 片岡　正夫 ○	4 小泉　幸善 ○	
	5 氣賀澤道雄 ○	6 髙田　清人 ○	7 髙橋　德 ○	
	9 佐原　悦司 ○	10 伊藤　宏昭 ○	11 栁澤　雅仁 ○	
	12 神林　利彦 ○	13 曽根　信一 ○	14 増田　善行 ○	
	15 沼田　浩子 ○	16 神農　佳人	17 中村　光男 ○	
	18 眞島　実 ○	19 宮澤　清志 ○	20 村山　一善 ○	
	21 平林　孝保	22 新芝　正秀 ○	23 長谷川　孝治	
	25 依田　明善	26 日臺　正博	27 浅田みさ子 ○	
	28 髙林　敬子 ○	29 小林　文彦 ○	30 小林　茂樹 ○	25
県等	県農政部 根橋部長、片井次長 県農業政策課 市川農業団体・共済係長、野村農地調整係長 県農村振興課 白石課長			5
事務局	小林専務理事兼事務局長（前掲）、坂下部長、土屋部長、山際部長代理、中島審議役、松田農地係長、土屋主査、高嶋主任、岩瀬主事、倉田嘱託			9

一般社団法人長野県農業会議　第122回常設審議委員会次第

日　　時：令和8年5月15日（金）13:30～
場　　所：長野市　JA長野県ビル12階　「12A会議室」

1　開　　会

2　挨　　拶

3　会務報告

4　議長就任

5　議事録署名人指名

6　審　　議
第1号議案
農地法第5条の規定による意見回答について

7　協議事項
（1）令和8年度全国農業委員会会長大会及び県選出国会議員との要請懇談会について

8　報告事項
（1）春の農作業安全運動について

9　研究検討事項
（1）地域計画の推進について

10　その他
次回の開催計画について
6月15日（月）13:00～　JA長野県ビル12階　「12A会議室」

11　議長退任

12　閉　　会

主　要　会　務　報　告

（令和８年４月15日開催の常設審議委員会以降）

１　主催会議

（１）総務・情報部関係

４月１５日　　第121回常設審議委員会　　（長野市）

（２）農政・農地部関係

５月　８日　　地区常設審議委員会　　（小諸市、伊那市、塩尻市、長野市）

５月　８日　　農地利用最適化に係る月次情報交換会議

（　　〃　　）

（３）担い手・経営・年金部関係

４月１７日　　農業者年金新任担当者研修会　　（Ｗｅｂ）

２　組織関連の会議

４月１６日　　朝日村農業委員会研修会

４月１７日　　農業会議職員向け事業別主任者会議（雇用就農）

４月２０日　　飯島町農業委員会研修会

４月２０日　　須高地区農業委員会協議会総会

４月２０日　　農業者年金業務新任者入門研修会

４月２０日　　JA上伊那農業者年金説明

４月２１日　　農業者年金業務担当者会議

４月２２日　　農業者年金担当者・相談員並びに担い手・経営対策担当者会議（担い手・経営対策）

４月２３日　　長野農業委員会協議会総会

４月２３日　　農業会議職員向け事業別主任者会議（農政）

４月２４日　　農業会議職員向け事業別主任者会議（農地・組織対策部）

４月２４日　　佐久市農業委員会新任委員事前研修会

４月２７日　　信濃町農業委員会新任委員研修会

４月２８日　　県国際農友会アジア農業研修生受入式・監査会・総会

５月　７日　　都道府県農業会議専務理事・事務局長会議

５月　８日　　農業者年金推進に係る都道府県農業会議専務理事・事務局長会議

５月　８日　　佐久農業委員会協議会総会

５月１１日　　全国農業会議所学識経験会員懇談会

５月１３日～１４日　　都道府県農業会議会長懇談会並びに会長会議

３　その他の会議

４月１７日　　県農業開発公社事業推進会議

４月２０日　　農業経営サポート事業担当者会議

４月２２日　　県農業法人協会担当者会議

４月２３日	地域営農推進担当者会議（Ｗｅｂ）
４月２３日	ＪＡ県農業労働力支援センター運営会議
４月２８日	令和８年度信州６次産業推進協議会総会（Ｗｅｂ）
５月　３日～５日	2026 善光寺花回廊
５月　７日	農業経営指標改訂に係る農政部とのＷｅｂ打合せ
５月　８日	「風さやか」推進協議会幹事会
５月１１日	多面的機能発揮促進協議会監査会
５月１１日	県農業担い手育成基金第１回事務局会議
５月１１日	上小農業青年クラブ協議会新規就農者激励会

①

農地法第５条第３項の規定による意見聴取件数・面積一覧表

（令和8年5月）

地区 農業委員会名	市町村数	件数	面積（㎡）		
			田	畑	計
東信	2	2	43.00	9,197.59	9,240.59
小諸市	1	1	0.00	4,150.59	4,150.59
御代田町	1	1	43.00	5,047.00	5,090.00
南信	1	1	0.00	3,452.00	3,452.00
駒ケ根市	1	1	0.00	3,452.00	3,452.00
中信	3	4	28,154.98	0.00	28,154.98
松本市	1	1	9,652.00	0.00	9,652.00
松川村	1	2	12,730.98	0.00	12,730.98
白馬村	1	1	5,772.00	0.00	5,772.00
合計	6	7	28,197.98	12,649.59	40,847.57

小諸市農業委員会関係　５条

申請番号	権利	所在	地番	登記簿地目 / 現況地目	農振	面積（㎡）	地種	譲渡人又は貸主（貸人） / 譲受人又は借主（借人）	形態 / 用途 / 施設 / 施設面積（㎡）	申請事由	備考
1	有償・自作地	小諸市		畑 畑	農振地域外	4.59	第1種	渡人 小諸市	転用 [農地法]住宅用地／集団住宅その他	権利を取得し、10区画の建売住宅を新築したい。	農委会　許可相当 集落接続 売買 全体面積4,516.59㎡ 開発許可　有 計画変更　無 301.83㎡～435.86㎡ 10区画
		（他3筆）						受人 東京都 株式会社アールシーコア 代表取締役	建売住宅		
				畑	4筆	4,150.59					
				計	4筆	4,150.59			664.26		

御代田町農業委員会関係　５条

申請番号	権利	所在	地番	登記簿地目 / 現況地目	農振	面積（㎡）	地種	譲渡人又は貸主（貸人） / 譲受人又は借主（借人）	形態 / 用途 / 施設 / 施設面積（㎡）	申請事由	備考
1	有償・自作地	北佐久郡御代田町	[redacted]	畑 / 畑	農振地域外	263.00	第3種	渡人 北佐久郡御代田町 [redacted]	転用 / [農地法]住宅用地／一般個人住宅	権利を取得し、宅地分譲するため。	農委会　許可相当 第一種住居地域 第一種中高層住居専用地域 売買 開発許可　有 計画変更　無 全体面積5,487.09㎡ 252.05㎡～388.21㎡ 12区画
		（他５筆）		田　1筆　43.00 畑　5筆　5,047.00 計　6筆　5,090.00				受人 北佐久郡軽井沢町 [redacted] 株式会社　永建 代表取締役 [redacted]	宅地分譲 / 5,090.00		

駒ヶ根市農業委員会関係　５条

申請番号	権利	所在	地番	登記簿地目 現況地目	農振	面積（㎡）	地種		譲渡人又は貸主（貸人） 譲受人又は借主（借人）	形態 用途 施設 施設面積（㎡）	申請事由	備考
1	有償・自作地	駒ヶ根市[redacted]	[redacted]	畑 畑	農振地域内・農用地区域外	1,523.00	第３種	渡人	長野県駒ヶ根市[redacted]	一時転用 [農地法]その他の業務用地／基礎調査	権利を設定し、新社屋建設に伴うボーリング調査を行うため。	農委会　許可相当 使用貸借 開発許可　不要 計画変更　無 許可日～1年間
		（他2筆）		畑	3　筆	3,452.00		受人	長野県駒ヶ根市[redacted] (株)エコーシティー・駒ヶ岳 代表取締役[redacted]	ボーリング調査		
				計	3　筆	3,452.00				3,452.00		

松本市農業委員会関係　５条

申請番号	権利	所在	地番	登記簿地目 / 現況地目	農振	面積（㎡）	地種	譲渡人又は貸主（貸人） / 譲受人又は借主（借人）	形態 / 用途 / 施設 / 施設面積（㎡）	申請事由	備考
1	有償・自作地	松本市[redacted]	[redacted]	田 田	農振地域・農用区域 農振地域・農用区域	4,260.00		渡人 松本市[redacted]	一時転用 [農地法]その他の業務用地／土石等採取用地	権利を設定し、砂利を採取するため	農委会　許可相当 一時転用で農振計画に支障がない 賃借 市街化調整区域 開発許可　不要 計画変更　無 許可日～1年間
		（他　2　筆） 田　3　筆　9,652.00 計　3　筆　9,652.00						受人 松本市[redacted] 松本マテリアル株式会社 代表取締役[redacted]	砂利採取 9,652.00		

松川村農業委員会関係５条

申請番号	権利	所在	地番	登記簿地目 / 現況地目	農振	面積（㎡）	地種	譲渡人又は貸主（貸人） / 譲受人又は借主（借人）	形態 / 用途 / 施設 / 施設面積（㎡）	申請事由	備考
1	有償・自作地	松川村	[redacted]	田 田	農振地域・農用地区域外	685.00	第3種	渡人：松川村[redacted]	転用 [農地法]その他の業務用地／再エネ発電設備	太陽光発電施設設置のため	農委会　許可相当 売買 開発許可　有 計画変更　無 全体面積　12,979.29㎡ 発電出力　1220.94kw 第5条2番同時申請
		（他14筆）		田　15筆		12,703.00		受人：東京都台東区台東一丁目14番9号 ㈱リアルサポート 代表取締役 [redacted]	太陽光発電設備		
				計　15筆		12,703.00			5,666.00		
2	有償・自作地	松川村	[redacted]	田 田	農振地域・農用地区域外	26.91	第3種	渡人：松川村[redacted]	一時転用 [農地法]その他の業務用地／その他	工事用進入路用地のため	農委会　許可相当 賃借 開発許可　不要 計画変更　無 許可日～R8.10.31 第5条1番同時申請
		（他1筆）		田　2筆		27.98		受人：東京都台東区台東一丁目14番9号 ㈱リアルサポート 代表取締役 [redacted]	工事用進入路		
				計　2筆		27.98			27.98		

白馬村農業委員会関係　５条

申請番号	権利	所在	地番	登記簿地目 現況地目	農振	面積（㎡）	地種	譲渡人又は貸主（貸人） 譲受人又は借主（借人）	形態 用途 施設 施設面積（㎡）	申請事由	備考
1	有償・自作地	白馬村[redacted]	[redacted]	田 田	農振地域・農用地区域	300.00		渡人 白馬村[redacted]	一時転用 [農地法]その他の業務用地／土石等採取用地	権利を設定し、砂利採取のため。	農委会　許可相当 一時転用で農振計画に支障がない 賃借 開発許可　不要 計画変更　無 許可日～2年間
		（他５筆）		田　６筆 計　６筆		5,772.00 5,772.00		受人 白馬村大字北城１３７３０番地１１ 株式会社マテリアル白馬 代表取締役[redacted]	砂利採取 5,772.00		
								渡人			
								受人			

②

令和８年度 全国農業委員会会長大会並びに長野県選出国会議員への要請懇談会等の開催について

令和８年５月 15 日（一社）長野県農業会議

１　全国農業委員会会長大会（含全国農業新聞等表彰式）

日時：６月２日（火）１２時４０分～１４時５０分

場所：「文京シビックホール」東京都文京区春日１－16－21

２　長野県選出国会議員への要請懇談会

日時：６月２日（火）１５時３０分～１６時３０分

場所：「衆議院第二議員会館１階　多目的会議室」東京都千代田区永田町２－１－２

３　長野県選出国会議員との懇親会

日時：６月２日（火）１６時４５分～１７時４５分

場所：「ニュートーキョー 衆議院第二議員会館店（地下１階）」

４　県内からの出席者

農業会議正副会長、市町村農業委員会長等　約 60 人（全国　約 1,800 人）

５　日程等

時　間	内　　容	備　　考
11:00～12:30	開場・受付等	◈昼食は各自で済ませ、受付後、入場願います
12:40～13:00	全国農業新聞等の表彰式	
13:00～15:00	全国農業委員会　会長大会 【詳細別紙】	
15:00～15:30	会場移動 （貸切バスにて要請懇談会会場へ移動）	◈事務局にて貸切バス駐車場まで案内
15:30～16:30	長野県選出国会議員への要請懇談会 【詳細別紙】	◈会場 衆議院第二議員会館 多目的会議室
16:45～17:45	長野県選出国会議員との懇親会 【詳細別紙】	◈会場 衆議院第二議員会館 地下１階「ニュートーキョー」 ◈会費 4,000 円（税込）

令和8年度全国農業委員会会長大会並びに県選出国会議員への要請懇談会等出席者名簿

＜令和8年6月2日･東京都＞

1 国会議員

（建制順、敬称略）

No.	役　職　名	氏　　名	
1	衆議院議員	若林 健太	1区
2		藤田 ひかる	2区
3		井出 庸生	3区
4		後藤 茂之	4区
5		宮下 一郎	5区
6		中川 宏昌	比例
7		若狭 清史	〃
8	参議院議員	羽田 次郎	選挙区
9		杉尾 秀哉	〃
10		平木 大作	比例

2 農業委員会関係者

No.	地区名	所属名	職 名	氏　名	全国大会	要請懇談会	懇親会
1	佐久	小諸市農業委員会	会長	小山田 武	○	○	○
2		佐久市農業委員会	会長	市川 覚	○	○	○
3		川上村農業委員会	会長	堀込 敏明	○	○	○
4		南牧村農業委員会	会長	吉澤 正	○	○	○
5		南相木村農業委員会	会長	中田 千幸	○	○	○
6		軽井沢町農業委員会	会長	市村 初仁	○	○	○
7		御代田町農業委員会	会長	大井 壽尚	○	○	○
8		南相木村農業委員会事務局	事務局	中島 武彦	○	○	○
9		農業委員会協議会	事務局	岩松 靖宏	○	○	○
10	上小	上田市農業委員会	会長	片岡 正夫	○	○	○
11		東御市農業委員会	会長	舩田 寿夫	○	○	○
12		東御市農業委員会	事務局	小林 幸司	○	○	○
13	諏訪地区	諏訪市農業委員会	会長	小泉 幸善	○	○	○
14		茅野市農業委員会	会長	篠原 清文	○	○	○
15		下諏訪町農業委員会	会長	大和 久子	○	○	○
16		富士見町農業委員会	会長	佐伯 幸比古	○	○	○
17		原村農業委員会	会長	木下 強	○	○	○
18		農業委員会協議会	書記	藤森 八千穂	○	○	○
19	上伊那	駒ヶ根市農業委員会	会長	氣賀澤 道雄	○	○	○
20		伊那市農業委員会	会長	伊東 秀岳	○	○	○
21		箕輪町農業委員会	会長	鈴木 健二	○	○	○
22		飯島町農業委員会	会長	堀内 聖	○	○	○
23		南箕輪村農業委員会	会長	唐澤 喜廣	○	○	○
24		中川村農業委員会	会長	桃澤 勝	○	○	○
25		宮田村農業委員会	会長	中塚 藤男	○	○	○
26		農業委員会協議会	書記	加藤 千夏	○	○	○
27	南信州	飯田市農業委員会	会長	高田 清人	○	○	○
28		喬木村農業委員会	会長	座光寺 秀元	○	○	○
29		豊丘村農業委員会	会長	春日 健司	○	○	○
30		下條村農業委員会	会長	齋藤 俊二	○	○	○
31		大鹿村農業委員会	会長	森下 敏彦	○	○	○
32		農業委員会協議会	事務局	山崎 学	○	○	○
33	木曽地方	南木曽町農業委員会	会長	髙橋 德	○	○	○
34		木曽町農業委員会	会長	志水 敏春	○	○	-
35		王滝村農業委員会	会長	越 敏章	○	○	○
36	松塩筑安曇	松本市農業委員会	会長	田中 悦郎	○	○	○
37		安曇野市農業委員会	会長	佐原 悦司	○	○	○
38		麻績村農業委員会	会長	塚原 茂樹	○	○	○

39	北アルプス地区	大町市農業委員会	会長	伊藤　宏昭	○	○	○
40		農業委員会協議会	事務局	荒井　忠信	○	○	○
41	須高地区	須坂市農業委員会	会長	神林　利彦	○	○	○
42		小布施町農業委員会	会長	堀　道広	○	○	○
43		農業委員会協議会	事務局	北堀　けさ江	○	○	○
44	長野	長野市農業委員会	会長	曽根　信一	○	○	○
45		千曲市農業委員会	会長	柳澤　雅仁	○	-	-
46		坂城町農業委員会	会長	柳沢　賢二	○	○	○
47		信濃町農業委員会	会長	静谷　八重子	○	○	○
48		小川村農業委員会	会長	下薗　和秀	○	○	○
49		飯綱町農業委員会	会長	髙橋　明彦	○	○	○
50	北信州	中野市農業委員会	会長	増田　善行	○	○	○
51		飯山市農業委員会	会長	沼田　浩子	○	-	-
52		農業委員会協議会	事務局	佐々木　篤博	○	○	○

3 長野県

No.	所属名	職 名	氏名	全国大会	要請懇談会	懇親会
53	東京事務所	課長補佐	寺澤　一宏	—	○	—

4 (一社)長野県農業会議

No.	所 属 名	職 名	氏 名	全国大会	要請懇談会	懇親会
54	(一社)長野県農業会議	会長	望月　雄内	○	○	○
—		副会長	市川　覚(再)	—	—	—
—		副会長	田中　悦郎(再)	—	—	—
55		専務理事	小林　茂樹	○	○	○
56		部長	坂下　広	—	○	○
57		部長	土屋　剛志	○	○	○
58		係長	松田　美夏	○	○	○
59		主査	土屋　優	—	○	○
60		主事	岩瀬　晃英	○	○	○
61		審議役	中島　健貴	○	○	○
62		主任	髙嶋　恵梨香	○	○	○
			計	59	60	58
			合計	59	60	58

県関係国会議員名簿（R8.4.10 現在）

衆議院　3581-5111

選挙区	氏名	党派	会館	室	電話 ファクシミリ	秘書氏名
1区	わかばやし けんた 若林健太	自民	1	1219	3508-7508 3508-3938	浜 謙一 佐藤 香世
2区	ふじた ひかる 藤田ひかる	自民	2	720	3508-7244 3508-3514	城 彰子
3区	いで ようせい 井出庸生	自民	2	721	3508-7469 3508-3299	高橋 澄江 内藤 千晴
4区	ごとう しげゆき 後藤茂之	自民	1	704	3508-7702 3508-3452	小林 勇郎 波多野 泰史 豊澤 樹誉果
5区	みやした いちろう 宮下一郎	自民	1	1207	3508-7903 3508-3643	天野 健太郎 宮下 洋二 髙橋 達之 久末 千恵
比例 (北陸信越)	なかがわ ひろまさ 中川宏昌	中道	1	922	3508-3639 3508-7149	大久保 智広 増田 美香
比例 (北陸信越)	わかさ きよし 若狭清史	維新	2	319	3508-7236 3508-3236	増田 仁

（7名）

参議院　3581-3111

選挙区	氏名	党派	会館	室	電話 ファクシミリ	秘書氏名
選挙区 R4	すぎお ひでや 杉尾秀哉	立憲	参	724	6550-0724 6551-0724	山根 睦弘 梅田 千春
選挙区 R7	はた じろう 羽田次郎	立憲	参	818	6550-0818 6551-0818	辻 甲子郎 田中 裕子
比例 R7	ひらき だいさく 平木大作	公明	参	422	6550-0422 6551-0422	田中 大作 麻生 賢一 遠藤 彰子

（3名）

令和８年度全国農業委員会会長大会開催要領

＝「地域計画」の実現を通じた持続可能な農業・農村の構築に向けて＝

令　和　８　年　２　月
一般社団法人全国農業会議所

１．目　的

生産資材・燃油価格等の生産コストの上昇が続く中、農産物価格はそれに見合った水準とはなっておらず、農業者の減少の加速化、不在村地主の増加等が懸念されています。

このような中、政府は、令和６年に食料・農業・農村基本法を改正するとともに、令和７年４月には今後５年間の取組方針となる新たな食料・農業・農村基本計画を策定し、食料安全保障の確立、食料自給力の確保等を図ることとしています。

農業委員会組織においては、農地利用の最適化活動をベースに市町村・関係機関と連携し、地域農業の将来図となる地域計画の実現等に向けて現場活動に取り組むことが求められています。

以上のような情勢を踏まえ、全国の農業委員会会長の参加により令和８年度全国農業委員会会長大会を開催し、農業・農村の課題を幅広く汲み上げた政策提案を決議するとともに、「地域計画の実現により、持続可能な農業・農村を創る全国運動」に組織を挙げて取り組むための申し合わせ決議等を行うこととします。

なお、同大会と併せて、「第32回農業委員会だより全国コンクール表彰式」及び「令和７年全国農業新聞表彰 表彰式」を行います。

２．主　催

（一社）全国農業会議所

３．参加者

市町村農業委員会会長・職員、都道府県農業会議役職員等
参集人数：約１，８００人

４．実施方法

会場への参集による開催とする。

５．期　日

令和８年６月２日（火）１３：００～１４：５０（開場１１：００）
※「農委だより・全国農業新聞表彰」の表彰式を１２：４０から実施

６．場　所

「文京シビックホール」
住　所：東京都文京区春日１－１６－２１
ＴＥＬ：０３－５８０３－１１００（代）

7．次　第

Ⅰ．農業委員会だより全国コンクール・全国農業新聞表彰 表彰式

Ⅱ．全国農業委員会会長大会

（1）開　会
（2）主催者挨拶
（3）来賓挨拶
（4）運営委員長報告
（5）議長選出
（6）議案
　① 提案決議
　　第１号議案　「政策提案」（案）（タイトルは調整中）
　② 申し合わせ決議
　　第２号議案　「地域計画の実現により、持続可能な農業・農村を創る全国運動」を推進するための申し合わせ（案）
　　第３号議案　「情報提供活動」の一層の強化に関する申し合わせ（案）
（7）農業委員会活動の実践を踏まえた決意表明
（8）ガンバロー三唱
（9）閉　会

8．大会運営委員会

（1）大会運営委員会は、大会当日 12 時 00 分より同会場で開催する。
（2）大会運営委員会は、都道府県農業会議の会長で構成する。
（3）大会当日の運営分担は、大会運営委員会で決定する。

9．その他

（1）会場内での席は、各自主催より指定した座席とする。
（2）来賓挨拶は、農林水産大臣、衆・参両院農林水産委員長等とする。
（3）政府・国会への代表要請は、全国農業会議所の会長・役員を中心に行う。
（4）各農業会議においても可能な範囲で地元選出の国会議員への要請活動を行う。
（5）「農業委員会だより全国コンクール」及び「全国農業新聞表彰」の表彰式については、12 時 40 分より開催する。

令和８年度全国農業委員会会長大会
参加見込み人数（案）

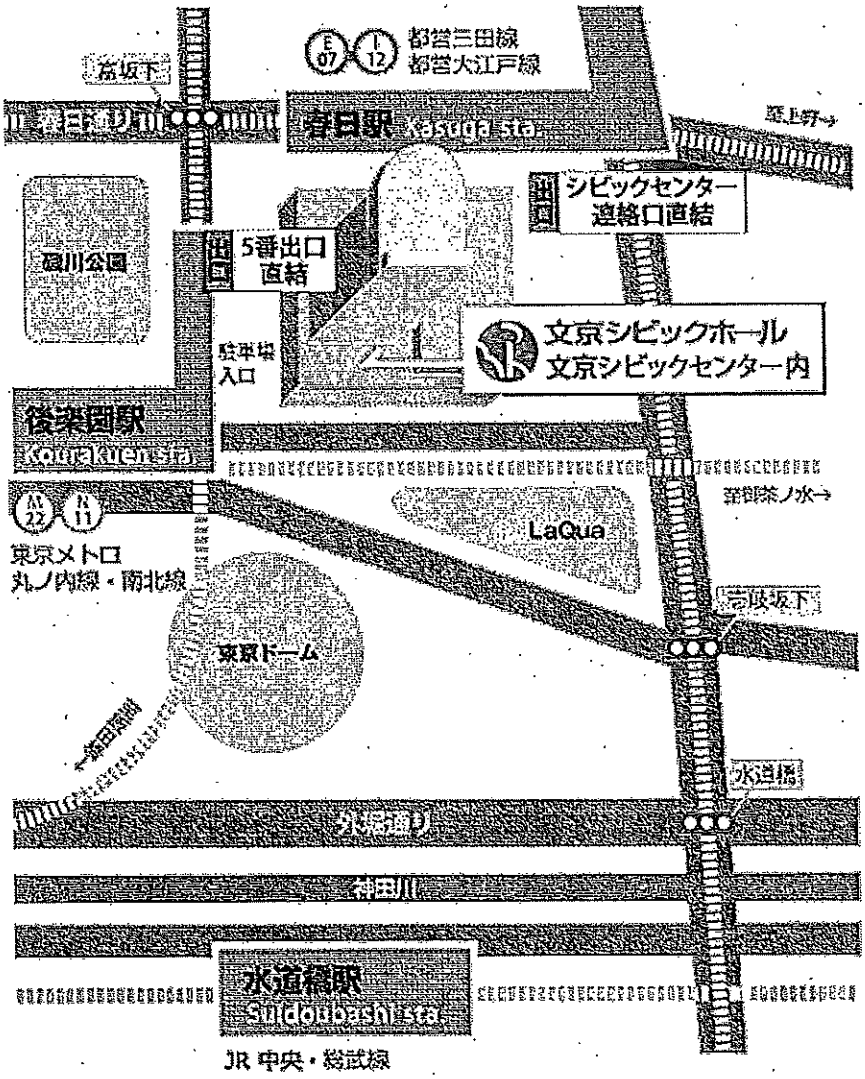
北海道	172
青森	42
岩手	35
宮城	36
秋田	27
山形	37
福島	61
茨城	46
栃木	27
群馬	36
埼玉	64
千葉	55
東京	46
神奈川	34
山梨	29
岐阜	44

静岡	37
愛知	56
三重	31
新潟	32
富山	17
石川	21
福井	19
長野	79
滋賀	21
京都	28
大阪	44
兵庫	42
奈良	39
和歌山	32
鳥取	21
島根	21

岡山	30
広島	22
山口	20
徳島	26
香川	18
愛媛	22
高知	35
福岡	62
佐賀	22
長崎	23
熊本	47
大分	20
宮崎	28
鹿児島	45
沖縄	39
計	1,790

※ 昨年度の会長大会参加案内時の人数と同じです。

会場案内図



文京シビックホール

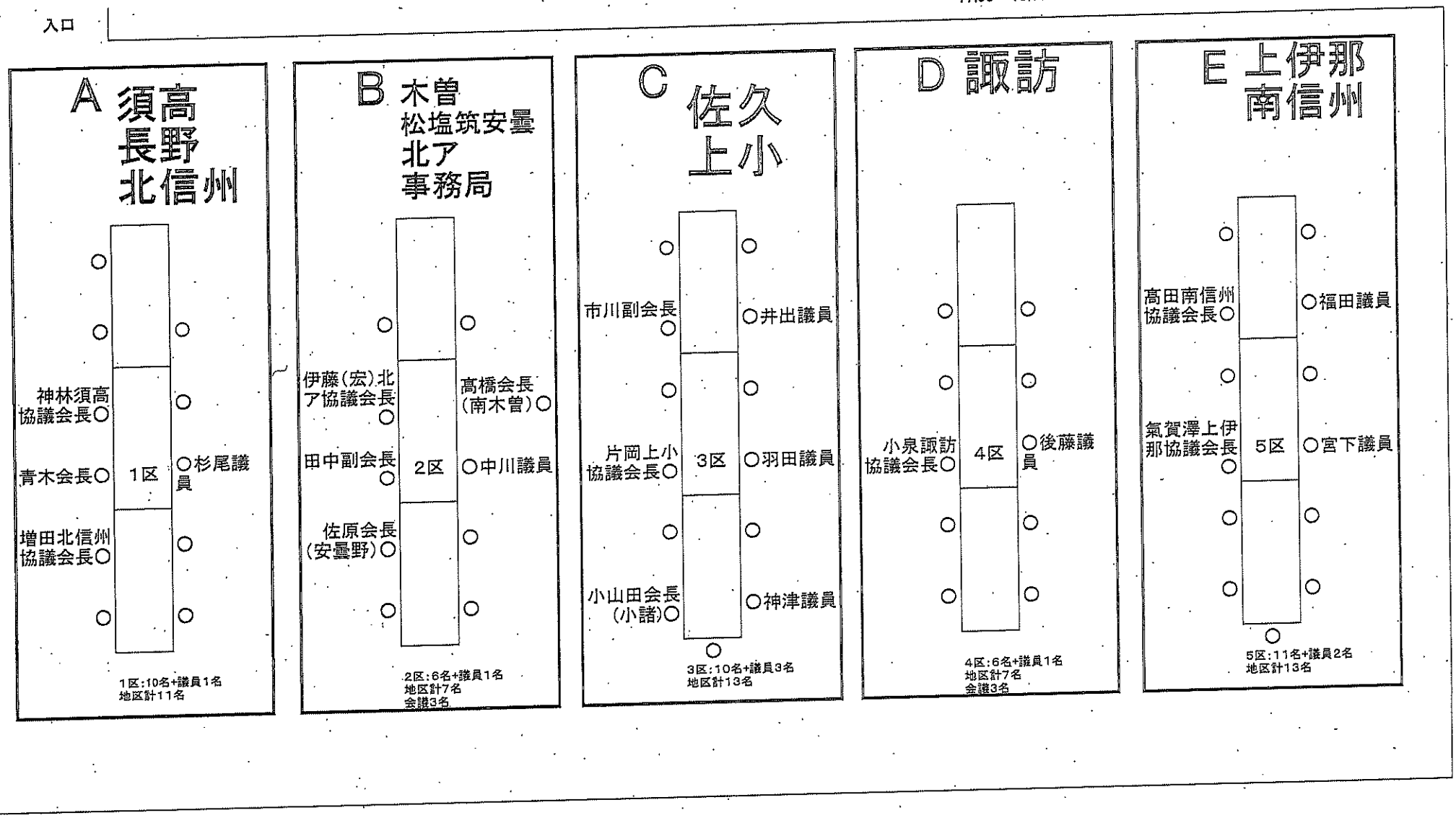
住　所：東京都文京区春日１－１６－２１
電　話：０３－５８０３－１１００（代）

＜交通アクセス＞

○東京メトロ「後楽園駅」・丸の内線（4a・５番出口）南北線（５番出口）徒歩１分
○都営地下鉄「春日駅」・三田線・大江戸線（文京シビックセンター連絡口）徒歩１分
○ＪＲ総武線「水道橋駅」（東口）徒歩９分

R7年　長野県選出国会議員との懇親会　会場図（合計57人）

R7.5.28　衆議院第2議員会館　地下B1レストランニュートーキョー
17:00～18:00



別紙

力強い農業構造の実現と農地フル活用に向けた提案に係る長野県選出国会議員への要請懇談会次第・役割分担（案）

日時：令和８年６月２日(火) 15:30～16:30
場所：東京都「衆議院第二議員会館１階 多目的会議室」

	時間割
1　開　　会　（農業会議　小林専務理事）	15:30
2　主催者挨拶・要請　（農業会議　市川副会長）	５分
3　懇　　談　（進行：農業会議　小林専務理事）	15:35
（１）地域計画の実行（実現とブラッシュアップ）に向けた支援について ・市町村、関係機関団体等の体制整備と予算確保 ・地域計画の実行支援ほか （発言者：協議会　伊藤会長）	
（２）農業委員と推進委員の併存配置の見直しと予算確保について ・農業委員と推進委員の併存配置の見直し ・農業委員会サポートシステムの最新化・利用促進ほか （発言者：協議会　片岡副会長）	
（３）時代に適合した農地制度への見直しと農地に関わる権利と義務継承に向けた取り組み ・所有者不明農地、土地持ち非農家（不在村地主）の農地対策ほか （発言者：協議会　増田副会長）	
（４）農業の構造転換を集中的に推し進めるための施策の具体化について ・新たな基本計画を真に実効性のあるものとするために必要な予算の拡大・確保ほか （発言者：協議会　氣賀澤副会長）	
4　長野県選出国会議員挨拶 (到着順に本人から挨拶、秘書は紹介のみ)	16:10
5　閉　　会　（農業会議　田中副会長）	16:30

令和７年度要請懇談会次第

新たな基本法、基本計画における政策の実践に向けた提案に係る長野県選出国会議員への要請懇談会次第・役割分担

日時：令和７年５月２８日(水) 15:45～16:45
場所：東京都「衆議院第二議員会館多目的会議室」

	時間割
１　開　　会　（進行：農業会議　伊藤専務理事）	15:45
２　主催者挨拶・要請　（農業会議　市川副会長）	５分
３　懇　　談	15:50
（１）農業の構造転換を集中的に推し進めるための施策の具体化について ・新たな基本計画を真に実効性のあるものとするために大幅な予算の拡大・確保ほか （発言者：協議会　青木会長）	
（２）地域計画の実現に向けた支援について ・県等による支援体制の整備 ・地域計画の実行支援ほか （発言者：協議会　片岡副会長）	
（３）時代に適合した農地制度への見直しについて ・所有者不明農地、土地持ち非農家（不在村地主）の農地対策ほか （発言者：協議会　髙田副会長）	
（４）農業委員会組織の予算確保と体制整備について ・農業委員と推進委員の併存配置の見直し ・農業委員会サポートシステムの最新化・利用促進ほか （発言者：協議会　伊藤副会長）	
４　長野県選出国会議員挨拶 （到着順に本人から挨拶、秘書は紹介のみ）	16:10
５　閉　　会　（農業会議　田中副会長）	16:45

資料2

政策提案等関係資料

令和８年５月１４日

一般社団法人全国農業会議所

令和８年度全国農業委員会会長大会開催要領

＝「地域計画」の実現を通じた持続可能な農業・農村の構築に向けて＝

令　和　８　年　５　月
一般社団法人全国農業会議所

１．目　的

生産資材・燃油価格等の生産コストの上昇が続く中、農産物価格はそれに見合った水準とはなっておらず、農業者の減少の加速化、不在村地主の増加等が懸念されています。

このような中、政府は、令和６年に食料・農業・農村基本法を改正するとともに、令和７年４月には今後５年間の取組方針となる新たな食料・農業・農村基本計画を策定し、食料安全保障の確立、食料自給力の確保等を図ることとしています。

農業委員会組織においては、農地利用の最適化活動をベースに市町村・関係機関と連携し、地域農業の将来図となる地域計画の実現等に向けて現場活動に取り組むことが求められています。

以上のような情勢を踏まえ、全国の農業委員会会長の参加により令和８年度全国農業委員会会長大会を開催し、農業・農村の課題を幅広く汲み上げた政策提案を決議するとともに、「地域計画の実現により、持続可能な農業・農村を創る全国運動」に組織を挙げて取り組むための申し合わせ決議等を行うこととします。

なお、同大会と併せて、「第32回農業委員会だより全国コンクール表彰式」及び「令和７年全国農業新聞表彰 表彰式」を行います。

２．主　催

（一社）全国農業会議所

３．参加者

市町村農業委員会会長・職員、都道府県農業会議役職員等
参集人数：約１，８００人

４．実施方法

会場への参集による開催とする。

５．期　日

令和８年６月２日（火）１３：００～１４：５０（開場１１：００）
※「農委だより・全国農業新聞表彰」の表彰式を１２：４０から実施

６．場　所

「文京シビックホール」
住　所：東京都文京区春日１－１６－２１
ＴＥＬ：０３－５８０３－１１００（代）

7．次　第

Ⅰ．農業委員会だより全国コンクール・全国農業新聞表彰 表彰式

Ⅱ．全国農業委員会会長大会

（1）開　会
（2）主催者挨拶
（3）来賓挨拶
（4）運営委員長報告
（5）議長選出
（6）議案
　① 提案決議
　　第１号議案　「力強い農業構造の実現と農地フル活用に向けた提案」
　　（案・仮題）
　② 申し合わせ決議
　　第２号議案　「地域計画の実現により、持続可能な農業・農村を創る全国運動」を推進するための申し合わせ（案）
　　第３号議案　「情報提供活動」の一層の強化に関する申し合わせ（案）
　③ 実行運動
　　第４号議案　令和８年度全国農業委員会会長大会実行運動計画（案）
（7）農業委員会活動の実践を踏まえた決意表明（熊本県あさぎり町農業委員会）
（8）ガンバロー三唱
（9）閉　会

8．大会運営委員会

（1）大会運営委員会は、大会当日 12 時 00 分より同会場で開催する。
（2）大会運営委員会は、都道府県農業会議の会長で構成する。
（3）大会当日の運営分担は、大会運営委員会で決定する。

9．その他

（1）会場内での席は、各自主催より指定した座席とする。
（2）来賓挨拶は、農林水産大臣、衆・参両院農林水産委員長等とする。
（3）政府・国会への代表要請は、全国農業会議所の会長・役員を中心に行う。
（4）各農業会議においても可能な範囲で地元選出の国会議員への要請活動を行う。
（5）「農業委員会だより全国コンクール」及び「全国農業新聞表彰」の表彰式については、12 時 40 分より開催する。

令和８年度全国農業委員会会長大会
参加見込み人数（案）

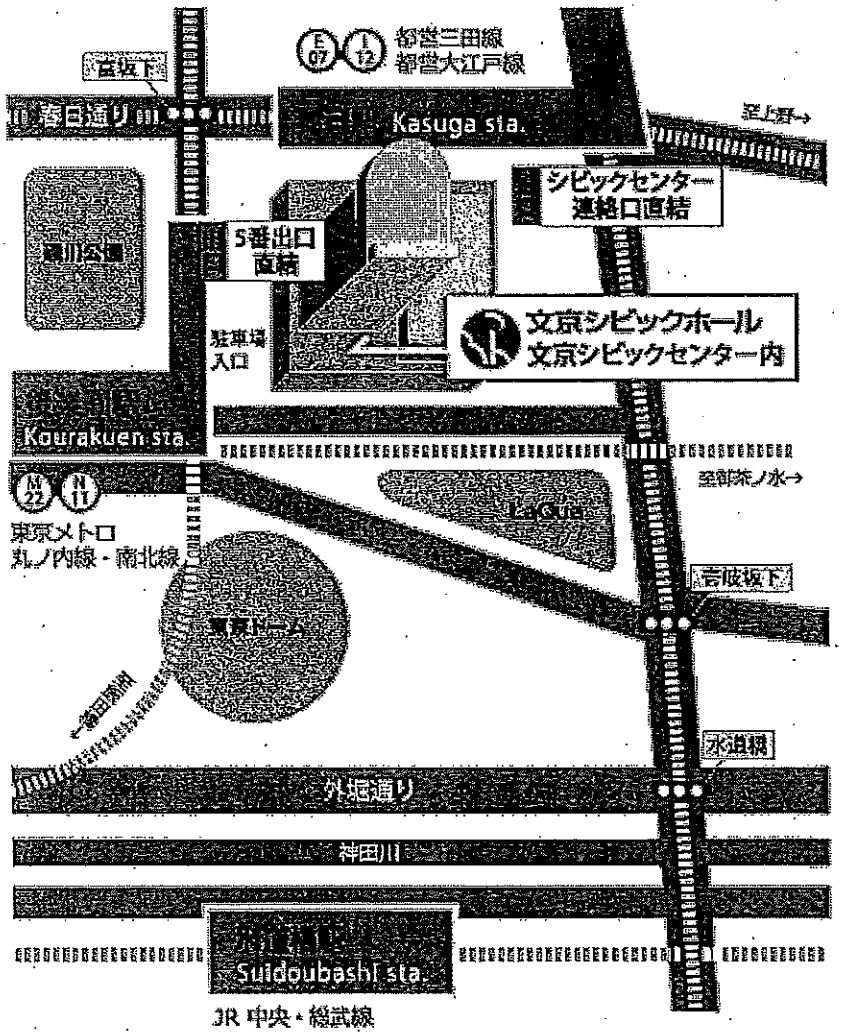
北海道	172
青森	42
岩手	35
宮城	36
秋田	27
山形	37
福島	61
茨城	46
栃木	27
群馬	36
埼玉	64
千葉	55
東京	46
神奈川	34
山梨	29
岐阜	44

静岡	37
愛知	56
三重	31
新潟	32
富山	17
石川	21
福井	19
長野	79
滋賀	21
京都	28
大阪	44
兵庫	42
奈良	39
和歌山	32
鳥取	21
島根	21

岡山	30
広島	22
山口	20
徳島	26
香川	18
愛媛	22
高知	35
福岡	62
佐賀	22
長崎	23
熊本	47
大分	20
宮崎	28
鹿児島	45
沖縄	39
計	1,790

※ 昨年度の会長大会参加案内時の人数と同じです。

会場案内図



文京シビックホール

住　所：東京都文京区春日１－１６－２１
電　話：０３－５８０３－１１００（代）

＜交通アクセス＞

○東京メトロ「後楽園駅」・丸の内線（4a・５番出口）南北線（５番出口）徒歩１分
○都営地下鉄「春日駅」・三田線・大江戸線（文京シビックセンター連絡口）徒歩１分
○ＪＲ総武線「水道橋駅」（東口）徒歩９分

令和８年度全国農業委員会会長大会　運営分担（案）

（敬称略）

役　　割	氏　　名　　役職　　（所　属　等）
主　催　者　挨　拶	國　井　正　幸　会長　（栃木県農業会議会長）
運　営　委　員　長	望　月　雄　内　副会長（長野県農業会議会長）
議　　長	中　村　　功　理事　（宮城県農業会議会長）
〃	清　家　俊　蔵　理事　（愛媛県農業会議会長）
議　案　提　案	
第１号議案（提案決議） 力強い農業構造の実現と農地フル活用に向けた提案(案)	植　田　　智　巳　専務理事
第２号議案（申し合わせ決議） 「地域計画の実現により、持続可能な農業・農村を創る全国運動」を推進するための申し合わせ決議（案）	林　　哲　也　理事　（山口県農業会議会長）
第３号議案（申し合わせ決議） 「情報提供活動」の一層の強化に関する申し合わせ決議（案）	福　井　　芳　利　理事　（宮崎県農業会議会長）
第４号議案（実行運動計画） 令和８年度全国農業委員会会長大会実行運動計画（案）	菊　入　　等　理事　（北海道農業会議会長）
ガ　ン　バ　ロ　ー　三　唱	鈴　木　　理　理事　（福島県農業会議会長）

【第１号議案】

力強い農業構造の実現と農地フル活用に向けた提案（素案）

－地域計画の実現・ブラッシュアップに必要な体制整備と実践－

現在、世界は大きな岐路に立っている。気候変動や国際紛争の激化に加え、米国トランプ大統領の再就任に伴う米国第一主義への政策転換は、自由貿易に依拠してきた国際秩序を揺るがし、日本の農政推進にも重大な影響を及ぼしつつある 。円安に伴う資材・食料価格の高騰は国民生活を圧迫し、食料安全保障の確立は一刻の猶予も許されない国家の最重要課題となった 。

国内に目を向ければ、農業経営体の激減と高齢化は加速し、2025 年農林業センサス結果ではこの５年間で基幹的農業従事者が過去最大の25%減少という厳しい現実が示された 。

さらに、将来の農地利用の姿を示す「地域計画」では、10 年後の受け手が特定できない農地が全体の３割に達するという、担い手不足の深刻な実態が浮き彫りとなっている 。

こうした歴史的危機を突破するため、政府は令和７年度からの５年間を「農業構造転換集中対策期間」と位置付け、日本型直接支払制度の抜本的見直しや、水田活用直接支払交付金の新たな仕組みへの組み替えなど、基本政策の再構築を進めている 。

我々農業委員会系統組織は、「地域計画」の実行を核とし、農業委員・農地利用最適化推進委員が総力を挙げ、非農家や消費者・異業種等の参画も得つつ、受け手不在の農地を埋めるためのマッチングや新規就農・新規参入の促進、農地利用の集約化、所有者不明農地・不在村地主への的確な対応を加速させる所存である 。

農業者、農業団体、そして国民各層の理解と参画を得ながら、現場の視点に立った構造転換を断行し、持続可能な農業・農村を次世代へ引き継ぐため、以下の通り政策提案を行うものである。

Ⅰ．農業の構造転換を集中的に推し進めるための施策の具体化

農業の構造転換に当たっては、これまでの農業政策を遂行してきた農業者や農村に対して継続性に配意しつつ、丁寧な対応を心掛けるとともに、政府全体として政策の具体化・実現に向けては、必要な財源確保に加え、市町村及び地域段階で取組可能な人員体制の整備に努める必要がある。

１．食料自給率目標の必達と食料自給力・国内生産の増大

食料自給率目標の達成と食料自給力の増大･確保に向けて農業構造の転換に取り組むにあたり、コメについては需要に応じた生産に取り組むとともに、麦、大豆、そば、いも類、甘味資源及び飼料作物等については、生産性の向上を図りつつ、国内生産の増大に取り組むこととし、制度及び予算について万全の対策を講じること。

２．構造転換実現に向けた別枠予算の有効活用

食料・農業・農村基本計画を真に実効性のあるものとし、初動５年間での農業の構造転換を集中的に推し進めるため、別枠予算で措置された農地の大区画化、共同利用施設の再編集約・合理化、スマート農業技術・新品種開発、生産性向上に資する農業機械の導入、輸出産地育成等の事業を有効に活用し、農地の確保・フル活用と農業経営体の確保・育成、消費者・都市住民と農業者・農村社会との関係構築・強化に努めること。

３．農業・農村の持続的な発展に向けた農業所得の向上と農産物の合理的な価格形成

（１）農業所得の確保対策

農業・農村を維持し、国民生活の安定を図るには、農業経営の存続と農村社会の持続的な発展が欠かせない。若者が希望を持って就農を志すことができ、かつ農業で生計を立てる担い手が他産業並みの所得を確保できるように留意しつつ、水田政策や日本型直接支払いを見直すこと。

（２）食料システム法の周知と実効性担保

合理的な価格の形成に向けて、制度の周知を図るとともに、生産者と

実需者間での価格交渉の実施状況等について実態調査や立ち入り調査を実施すると共に生産動向の指数提供に努めるなど、その実効性を担保すること。食料システムの重要な構成要素である流通段階の改革にも取り組み、国産農産物の適正価格と消費拡大への国民理解の醸成に努めること。

４．基盤整備等の強力な実施

（１）農地中間管理機構関連農地整備事業の推進

離農等農地の受け皿となる経営体が持続的に耕作できるよう基盤整備事業の加速的な実施を支援し、スマート農業に対応した大区画化と基地局の設置など情報通信環境の整備を図ること。また、農業者負担のない農地中間管理機構関連農地整備事業の積極的取組を支援すること。

（２）きめ細かな基盤整備の推進

中山間地域等においても、その実情に応じたきめ細かな基盤整備を推進すること。

「農地耕作条件改善事業」は、農業者２人から機動的に事業に着手できることから農業者の更なる負担軽減を図りつつ強力に推進すること。

（３）遊休農地対策と総合的土地利用、簡易な基盤整備等の推進

① 地域計画内での積極的な遊休農地の解消と中間保有

地域計画の実現に向け、担い手に継承すべき農地として再生可能な遊休農地について農地中間管理機構が中間保有し、遊休農地解消対策事業の活用等により担い手への集積を進めること。

② 最適土地利用総合対策の活用

中山間等の条件不利地域の農地保全や荒廃農地の再生等の取組を支援する最適土地利用総合対策（農山漁村振興交付金）の一層の活用を促進すること。とりわけ、今年度から新設された事業費 200 万円（交付率 1/2）で荒廃農地等の再生作業、簡易な基盤整備、土壌改良等が行える荒廃農地再生支援事業について周知と活用を図ること。

５．日本型直接支払制度の見直し・拡充

（１）中山間地域等直接支払制度の拡充

現行制度の対象に限らず地域振興立法９法の対象地域に限定することなく、より多くの条件不利地域が対象となるよう改善すし、活用に向けた周

知活動を強化するとともに、多面的機能支払との一体的な運用により、営農条件の不利を是正するための支援水準を確保し、合わせて事務の簡素化と事務実施体制への支援、国負担率の引き上げを行うこと。

（２）多面的機能支払制度の見直し

集落機能を維持し、農地、農道、農業用水路等の地域資源の保全のための共同活動が継続されるよう活動組織の体制強化に対する支援を行うとともに、非農家や集落外の多様な人材・組織の参画促進策を講じること。広域化に当たっては、個別集落の主体性を尊重しつつ、事務の共同化や事務代行組織の設立運営を支援するなど各地域の共同活動の存続・発展に向けた丁寧な周知、支援に留意すること。

（３）環境保全型農業直接支払制度の見直し

「みどりの食料システム法」の認定を推進しつつ、先進的な環境負荷低減の取組を助長する新たな仕組みを構築し、協定による有機農業の団地化等を推進すること。

６．水田・コメ政策の新たな展開

（１）バランスの取れた水田・コメ政策の見直しの実現

令和９年度の水田政策の見直しに当たっては、これまで需要に応じた生産に取り組んできた農業者の努力を踏まえて、農業経営の存続・発展が図られ、農業者が意欲的に生産に取り組める観点で行うこと。

① 交付金の要件や支援水準が今後の農業者の作付け計画を左右するものであることから、所得の確保をもとめる担い手農業者の意見を考慮したうえで可能な限り早期に全体像を示し、中長期的に安定した農業経営の展望が描けるようにすること。

② 水田経営の規模拡大にはコメ、麦、大豆等の複合経営による作期分散が不可欠なため、各品目について、農業者の努力が報われるものとなるようにするとともに適地適作による田畑フル活用を推進すること。

③ 主食用米の消費拡大対策と合わせて耕畜連携による飼料用稲等の国産飼料の需給拡大、米粉の普及、コメの輸出促進などの取組を一層強化して、多用途利用によるコメ需要の拡大を図ること。

④ 各種補助金・交付金等の配分については、最大限市町村段階の協議会の裁量を尊重すること。

（２）政府備蓄米の在り方の検討

政府備蓄米について食料安全保障の観点から速やかな適正水準100万トンの速やかな確保に努めるとともに、政府備蓄を補完する民間備蓄制度も含め、放出と買入の発動基準を明確にするとともに生産量や流通在庫のより的確な把握に努めること。

（３）水田フル活用に向けたとＭＡ米の見直し

水田フル活用に向けて、ＭＡ米については制度見直しに向けて関係国への働きかけを継続し、国産米の需給に影響を与えないよう配慮すること。

７．中東情勢悪化に伴う生産資材等への対応

中東情勢の悪化により、農機に使う軽油やコメ袋等のナフサ由来の農業資材の入手が難しくなっているため、国内資源の利用拡大等により流通の円滑化を図るとともに、価格高騰対策を継続すること。また、事業者による「便乗値上げ」も懸念されることから、資材等の供給状況に関する情報提供を行ったうえで、カルテルに該当する行為等がないか監視を強化すること。

８．動植物防疫・水際対策の強化

家畜の悪性伝染病や植物の重要病害虫について、水際対策の強化徹底を図ること。また、防疫設備等の施設整備への支援を強化すること。

また、アフリカ豚熱の発生の懸念が切迫の度合いを増しており、開発が遅れているアフリカ豚熱対応のワクチン開発を急ぐこと。

９．食料安全保障の確立に向けた農業・農村に対する国民理解の醸成等

子どもや若者、中高年を含む国民各層に農業・農村の多面的な機能と価値について理解を深めるため、継続的かつ積極的広報活動を行うこと。

農業委員会や教育委員会など関係機関による学校給食や体験学習、農業委員による学校での出前授業等を推進するとともに、農業委員や農地利用最適化推進委員による食育活動を最適化活動に位置付けること。

Ⅱ．地域計画の実行（実現とブラッシュアップ）に向けた支援

地域の話し合いをベースに将来の地域農業と農地利用の方向を示す「地域計画」は、令和７年４月末現在で約1,600市町村、19,000地区で策定され、農業構造転換集中対策期間（令和7年～11年）における実行（実現とブラッシュアップ）の段階に入っている。しかし、地域計画の実現に向けた農地利用の集積・集約化の取り組みは十分とは言えない状況にある。早急に市町村、農業委員会、農協、土地改良区、農地中間管理機構等の関係機関・団体による推進体制を再構築し、地域計画の熟度に応じた取り組みの方向性を示すとともに、実効ある農地の集積・集約化に向けた農地中間管理事業、基盤整備事業、農地集積関連事業の改善・見直しの検討が必要である。その際、農地の利用調整等の重要な役割を担っている農業委員会の権能等を明確にした推進体制の整備・強化が求められる。

１．地域計画の実現、ブラッシュアップと農地政策の強化

（１）国・都道府県段階の支援体制構築と制度見直し

農林水産省と地域拠点、都道府県と普及指導員、農協と営農指導員、土地改良区等の関係機関・団体が市町村・農業委員会等の関係者と一体となり、国・都道府県・市町村等の施策をフル活用し、地域計画実行の支援体制を構築すること。

（２）市町村、関係機関団体等の体制整備と予算確保

① 地域段階での推進組織の整備

地域計画の実行に当たっては計画の策定・変更の主体である市町村と農業委員会の連携・役割の強化が重要である。こうした認識に立ちつつ、地域計画を推進するためには、自治会、直接支払いの協議会等の既存組織の活用も含む関係者による「地域計画実行協議会（仮称）」等の組織を市町村段階と地域計画の現場毎に整備し、計画的に取組むよう支援を行うこと。

②地域計画コーディネーターの設置

地域の話し合いを進めるため地域計画に焦点を当てたコーディネーター人材等を市町村・農業委員会に設置する予算を拡充すること。

（３）地域計画関連の補助事業の在り方

補助事業で農地の集積率や集約化の状況や10年後の受け手の特定状況等を要件にすると、集積・集約化に適さない農地や受け手が特定できない農地を地域計画から除外することも懸念される。このため、地域計画の実現を支援する事業の実施に当たっては、要件設定を慎重に行うこと。

なお、現行ポイント制は、事業拡大期の経営体に有利に働き、中規模以下やすでに一定の規模に達した経営体に極めて不利な状況にあるため、地域農業への貢献実績を評価する枠を設けるなど、より多くの農業者が事業を活用できるよう改善を図ること。

また、農用地の利用のない経営類型や地域計画を策定する予定がない市街化区域等の経営については、地域計画への位置付けを補助事業の要件としないこと。

（４）農地の集積・集約の推進

① 農地集約化促進事業費の確保

目標地図に基づき、農地バンクを通じた担い手の農地の集約化に取り組む地域への支援金について、必要な予算を確保すること。

② 営農型太陽光発電設備の設置見直し

営農型太陽光発電の適切な実施のため農村漁村再生可能エネルギー法への位置づけを要件とする場合において、地域計画のエリア、基盤整備事業完了地区、予定地区及び農振農用地区域等については、適正な農地管理を確保するため営農型太陽光発電施設の設置を原則認めないこと。また、市町村において適切な施設かどうか判断するためのガイドラインを明確に示し、客観的審査を行うためのサポート体制も構築すること。

③ 公共転用における配慮

農地転用を伴う公共事業については、地域計画の達成に支障がない区域へ誘導し、農地利用の集積・集約化の取組に支障がないようにすること。優良農地を利用せざるを得ない場合も耕作しにくい農地が生じないようにすること。

２．担い手不足への支援

（１）担い手不足地域の情報発信と新規参入のマッチング

地域外の担い手を募集している地域計画の情報は、都道府県農業経営・就農支援センターや農業会議、農地中間管理機構等と共有し、マッチングの仕組みを構築すること。

（２）エリア設定情報の公表と参入支援

「入作推奨エリア」や「新規就農推奨エリア」等として目標地図で設定した情報は“農業をはじめる.JP”等にまとめて掲載し、規模拡大意向の農業者や新規就農・法人参入希望者等の目に留まりやすくすること。また、「新規就農者誘致環境整備事業」や「地域外からの担い手参入促進緊急対策」を拡充し、担い手不足地域への新規就農や法人参入に必要な支援を充実すること。

（３）放牧など粗放的な農地利用の推進

放牧利用をはじめ、バイオマス作物や枝物植物の栽培、植林後の継続的な肥培管理の実施など、より手間のかからない粗放的な農地利用について周知を徹底し、取組の推進を図ること。その際、最適土地利用総合対策（農山漁村振興交付金）の活用事例を踏まえた横展開を図ること。

３．農地転用における地域計画変更の運用改善

地域計画内の農地転用について、地域計画の達成に支障がないと市町村や関係機関が認めた場合には、計画変更を転用後に行えるよう手続の簡素化等の運用改善を図ること。

４．農地中間管理事業の徹底した制度・運用の改善

（１）農地中間管理事業の迅速化

令和７年度から農地の権利設定が農地中間管理機構を通じた「農用地利用集積等促進計画」に一本化されたことを踏まえ、機構の事務の簡素化、特に契約更新にあたっての添付書類や同意取得方法の改善、貸し手と借り手からあらかじめ異議がない場合は賃貸借を自動更新する契約を可能とするなど手続の迅速化を実現する制度改正や体制整備を早急に行うこと。また、農用地利用集積等促進計画の作成を市町村の事務として位置づけ、地域計画の作成から実行までを市町村が主体となって実施できる仕組みを検

討すること。

（２）農用地利用集積計画から農用地利用集積等促進計画への円滑な移行

旧農業経営基盤強化促進法に基づく農用地医療集積計画による利用権の終期に対応して、農用地利用集積等促進計画による農地中間管理権の設定への移行が円滑活効率的に行われるよう、移行状況を検証し、必要に応じて改善策を講じること。

（３）手数料徴収不要となる事務費助成、賃料回収不能リスクへの対応

中間管理事業の活用を推進するため、農地の貸し手と借り手双方から手数料を徴収しなくて済むよう、国は事務費等の助成において国負担率の引き上げや対象経費の拡大など支援を拡充すること。

耕作者の経営不振、破綻等により農地中間管理機構の賃料回収リスクや事務負担が増大していることから、賃料が回収不能となった場合の支援制度（支援事業の拡充、債務保証制度の創設等）を拡充すること。

（４）全都道府県における特例事業実施

全ての都道府県において、農業経営基盤強化促進基本方針に基づいて農地中間管理機構が農地の中間保有機能を活用して行う特例事業（農地売買等事業、農地売渡信託事業、農地所有適格法人出資育成事業、研修等事業）の全て又は一部を実施できるよう、農業経営基盤強化促進法第８条の特例事業に関する事業規定を作成し、都道府県知事の承認を受けることについて、農林水産省として農地中間管理機構に対し、指導・助言を行うこと。

また、補助事業の１ヘクタール以上連坦化要件については、地域の実情に応じた農地の中間保有機能の活用の観点に立った弾力的な運用を行うこと。

さらに、（１）の市町村による農用地利用集積等促進計画の作成を可能とする制度的措置の在り方と併せて、特例事業による農地の所有権移転登記に関する市町村の嘱託登記の在り方について検討すること。

（５）地域計画内の「農地中間管理権」の設定促進

「受け手が確定していない農地」や「再生利用可能な遊休農地（緑）」について「農地中間管理権」の設定を積極的に推進し、基盤整備・農業団地の造成、新規就農希望者等の研修事業の実施を進めること。

Ⅲ．時代に適合した農地制度見直しと、農地に関わる権利と義務の継承に向けた取組

農地は私有財産ではあるが、食料生産や環境保全など多面的かつ公益的機能を果たしていることから、国内外の情勢激変のなかで、時代の要請に適合した農地制度見直しが求められる。

農家数、農業者数は急速に減少しているが、民法の均分相続制度や都市への人口流出によって不在村農地所有者が増加し、相続放棄への対応も課題となっている。

相続未登記による所有者不明農地に加え、経営体への農地集積による権利設定件数の増加も、農地の利用調整と管理にかかる事務量を増加させ、事務執行体制の整備と予算確保が課題となっている。

また、多面的機能を有する農地の保全には、使用収益等の権利の側面だけでなく、農地所有者が世代を超えて果たしてきた水路や畦畔、農道の管理などの役割機能と義務の側面があり、その履行のために必要な支援施策についても、国民理解を促進していく必要がある。

１．所有者不明農地対策について

（１）所有者不明農地制度の運用見直し

① 所有者不明農地制度の運用については、条件不利等で使用貸借でなければ借り手がいない場合には、使用貸借でも農地中間管理事業の対象にすること。

② 共有者の探索等における農業委員会の事務負担を軽減すること。特に、所有者の探索範囲が配偶者と子に限定されたことを踏まえた運用を徹底すること。

（２）相続登記、所有者住所変更登記の推進等

令和６年４月から相続登記が義務化され、令和８年４月１日からは不動産所有者が住所を変更した場合も２年以内の登記が義務化されたことを、政府を挙げたキャンペーン、公共放送等による周知に取り組むこと。

一方、令和５年４月に施行された相続土地国庫帰属法では、農地も対象

とされ、国庫帰属した農地は農林水産省が直轄管理・処分を行っている。このことを踏まえ、相続等による農地の権利取得の届出や所有者を確知できない場合の農地利用の措置等の農地制度と相続土地国庫帰属制度との関係についてわかりやすく周知すること。

また、相続土地国庫帰属制度での申請農地のうち「農業委員会の調整等により農地として活用される見込みとなった」等の理由での取り下げ件数が一定量を占めている。このため、所有者不明農地の発生予防、農地の適正利用の確保の対策として、農地法第３条の３に基づく相続等による農地等の権利取得の農業委員会への届出に当たって、相続人が農地等が所在する市町村以外に居住する場合に、農地中間管理機構の「農地中間管理権の設定」を義務付けることについて検討すること。

また、相続登記の手続費用の助成や登録免許税の減免を行うこと。

（３）所有者不明農地の長期管理者による所有権取得の検討

所有者不明農地制度をさらに進め、長期間農地を管理し固定資産税を納税している者が所有権を原始取得できる制度等を検討すること。

（４）不在村の農地所有者等の農地の適正利用の確保

① 農業委員会による不在村農地所有者への指導権限等の強化

不在村農地所有者に対しては意向調査に止まらず、農業委員、推進委員による指導など、制度の簡素化、迅速化に向けた農業委員会の権限強化を検討すること。

② 地域に根ざした農地管理のための仕組みの検討

不在村者が相続で取得した農地について、担い手への貸し付けを条件に地元の親せき等の非農家への所有権移転を可能とすることや、集落の農地の所有者（不在者を含む）を構成員とする農地の利用・管理組織（一般社団法人、地縁による団体の法人化、等）による地域に根ざした農地管理のための仕組みの検討を行うこと。

③ 不在村の農地所有者の相談対応体制の整備

不在村の農地所有者の増加が地域計画実現の支障となるため、農業委員会を窓口とした相談体制を構築し、都道府県農業会議にも広域相談窓口を設置するなど農業委員会の負担軽減を図ること。

さらに農業委員会が東京・大阪等の都市部で不在村農地所有者を対象

にした農地相談会を実施し、全国農業会議所が「田舎の農地活用総合相談会」を開催するほか常設相談窓口設置の予算を確保すること。また、増加する「空き家」対策と連携し、国土交通省と農林水産省の協働を進めること。

2．農地所有者が意思能力を有しなくなった際の対応の整備

農地所有者が疾病や障害等により意思能力を欠くに至る懸念が高まっているため、農地中間管理機構への農地貸付信託についての具体的な推進方策、司法書士等と連携した民事信託など新たな手法について早急に検討し、方向性を明らかにすること。

3．農業委員会における遊休農地対策の見直し

農地中間管理機構が借り受けを断った遊休農地については再度の意向確認は不要とすること。

再生利用困難な農地については、農業委員会による非農地判断後の市町村長による地目変更の申し出と職権での地目変更登記について、農地フル活用との整合性に留意しつつ、再度徹底を図ること。この際、農地総量の確保に留意しつつ農振地域整備計画を適切に見直すよう指導すること。

荒廃している国有農地については関係省庁が連携して耕作のための貸し付けや売り払い等の適切な対応を行うこと。

4．基盤整備事業の推進と要件緩和

基盤整備事業等の各種事業に高収益作物への転換が事業の採択要件となっているが、担い手不足が急速に進むなかで、高収益作物の生産が困難な地域もあるため、農地保全の観点から飼料用作物の生産や有機農業の導入等地域の実態に合った生産を可能とするよう要件を緩和すること。

5．農地保全のための恒久的財源確保に向けて

森林環境税・森林環境譲与税をモデルとして農地保全利用税・農地保全利用譲与税の創設について検討し、構造転換集中対策期間後も安定して農地基盤整備、農地利用集積、担い手確保・育成等の農業振興施策を講じることができる財源の確保を行うこと。

6．農地の違反転用規制の強化

農地の違反転用については、農業委員会において農地パトロールによる

抑止、是正指導に取り組んでいるところであり、更なる実効性確保に向けて、都道府県知事による原状回復命令や告発等の厳正な対応について、農林水産省の支援体制を強化すること。

Ⅳ. 農業・農村の担い手の確保・育成

農業現場における人手不足が深刻化する中、「地域計画」を実現するためには、農業者が最大限活躍できる環境を整えることに加え、新たな農業人材の力が必要である。農業者の所得向上、親元就農を含めた経営継承、農業法人等による雇用就農による新たな人材の確保と育成を強化することが求められる。

1．担い手に対する支援策

（1）農業経営改善計画の目標達成に向けたフォローアップの強化

認定農業者と認定新規就農者の描く農業経営の目標が確実に達成できるよう、認定を受けた農業者が自身の経営の状況を把握するように促すとともに、市町村による計画の進捗確認や活用できる補助事業の提案等の支援を強化すること。人員体制が脆弱な市町村に対しては、都道府県農業経営・就農支援センターが積極的に支援すること。

（2）担い手の経営管理能力向上支援

経営管理能力の向上などの支援を強化するため、研修プログラムを充実させるとともに、関係機関による研修の実践を支援するための予算を確保すること。

（3）食料品消費税ゼロへの対応

食料品の消費税をゼロにする場合は、農業経営に影響が及ばないよう適切な対応策を講じること。

（4）将来計画だけでなく実績を評価した補助事業採択

各種補助事業の優先採択要件について、将来の取組だけでなく条件不利農地や荒廃農地の引き受け、農業生産額の維持、雇用労働者の定着といった、地域農業の維持等で現に果たしてきた功績を評価する仕組みとすること。（7頁（3）再掲）

（5）雇用改善と労働力確保の支援

認定農業者等の担い手が安定した雇用を実現できるよう、雇用導入とともに労災保険の加入推進など雇用環境・条件整備を更に支援すること。また、農村部の人口減少や人件費の高騰により労働力の確保が難しくなっている実態を踏まえ、人材雇用に関する支援を強化すること。

（６）認定農業者の経営継承と新規就農のマッチング支援

法人・共同申請を除く認定農業者の４割超が 65 歳以上であることを踏まえ、市町村等が農業経営改善計画の認定・再認定時に、経営継承に関する意向を確認し、その情報を都道府県農業経営・就農支援センターと共有することで、認定農業者が第三者である後継者とのマッチングを含む継承支援を確実に受けられる仕組み等を検討すること。

２．就農相談から雇用・独立就農、経営確立までの一貫した支援体制

（１）新規就農者育成総合対策の拡充

「新規就農者育成総合対策」について下記事項を拡充し、支援体制の強化に必要な予算確保を図ること。

① 就農準備資金・経営開始資金の前年度の世帯所得要件 600 万円超え支給停止の要件については、賃金の引き上げや急物価上昇の動向等を踏まえた見直しを行うこと。

② 就農準備資金の親元就農者については、個人経営体における共同経営も継承の一形態と認め、継承要件を緩和すること。具体的には、農業委員会などの適切な第三者による立会いのもと、家族経営協定で親子での共同経営について明確に定める場合も対象にすること。

（２）雇用就農の推進

雇用就農資金の年齢要件については、健康寿命の延伸や高齢者の活躍の観点から、現行の 49 歳以下から引き上げること。新規採択人数の上限については、独立就農希望者を例外とするなど見直しを行うこと。

（３）独立就農、雇用就農の支援体制強化

就農準備資金・経営開始資金のデータベースシステムについて、市町村、都道府県等の関係機関の入力事務が円滑に行われるよう改修予算を措置すること。

就農準備資金・経営開始資金並びに雇用就農資金のほか、国産飼料増産対策事業についても、新規就農者等の修学、ＯＪＴ研修、農地・設備

・資金の確保、経営改善等の過程を継続的に支援する安定した体制整備が重要であり、総理の方針に即して、補正予算でなく当初予算で所要の予算を確保するとともに、採択済みの支援対象者に必要な財源については、複数年にわたり安定した支援を行うため、基金事業として措置すること。

（４）幅広い求人募集体制の構築等

他産業に劣後しない賃金上昇や雇用条件の改善に向けて雇用体制強化事業の予算を確保すること。改正労働安全衛生法で義務づけられた安全衛生教育の実施については、厚生労働省と連携して事業主への周知を強化すること。

（５）新規就農希望者の円滑な就農実現に向けた支援体制の整備

農業委員や農地利用最適化推進委員が世話役として新規就農者や雇用就農者をサポートする「新規参入促進対策事業（仮称）」を創設し、広域的な利用調整も含めて農業委員会系統組織が活動できる予算を措置すること。

新規就農の定着に向け、農機メーカー等と連携して研修生に遊休農地でのトラクター講習会など支援を行うこと。また、新規就農者のための農業版空き家バンクの運営やリフォームを支援するとともに、高齢農家等の農機具等の円滑な譲渡・継承のマッチングを支援すること。

３．女性や後継者が活躍できる環境整備の推進

（１）女性の活躍推進に対する支援策

① 各種補助事業や助成金の採択要件ついて、女性が主体となって取り組む場合のポイント加算や要件緩和を拡充し、女性が働きやすい環境の整備や女性農業者グループの活動を支援すること。

② 「家族経営協定の締結」、「農業経営改善計画の共同申請」及び「女性の農業者年金加入」を推進するため十分な予算を確保すること。

（２）農業者年金の制度・運用の改善

① 直系卑属の後継者の配偶者について、認定農業者で青色申告者である経営主と家族経営協定を締結している場合、保険料の国庫補助の対象者に追加するための制度改正を男女共同参画の推進の観点からも早急に行うこと。

② 農業法人の従業員の老後生活の充実に寄与できるよう、農業者年金制度としての個人型確定拠出年金の創設について検討すること。
③ 通常加入者（政策支援加入の対象とならない加入者）は、年齢等に関わらずに保険料５千円からの加入を可能とすること。

４．外国人材の適正導入の支援

（１）外国人材の育成・確保の推進

人手不足にある農業経営体が適切な外国人材を導入できるよう、優良な監理団体等が送り出し国の事業者と連携して人材をマッチングできる取組を継続的に支援すること。また、国際情勢が不安定になっていることから、新規送り出し国の開拓も支援すること。

（２）育成就労制度に向けた環境整備

令和９年度から始まる育成就労制度の周知や農業者からの相談体制の拡充に努めるとともに新制度でも安定的に外国人材が確保できるよう環境整備に努めること。

（３）日本語教育の充実に向けた支援策

外国人材の日本語能力向上のために受入れ機関である農業法人等が行う取組（認定日本語教育機関等への通学、オンライン学習等）に必要な環境整備を支援すること。

Ⅴ．農村の振興

農業・農村の価値と便益を維持・向上を図るためには、都市生活者など非農業者も含めた国民の理解と実践が必要である。

関係人口の増加や民間企業の呼び込み、地域生活圏構想や二地域居住の推進にあたっても、現に居住している農業者を含めた地域住民の生活の利便性の向上と事業の発展との相乗効果を担保する視点が重要である。

関係人口等地域の外部からの人の呼び込みに加え、農地を地域に残して他住する不在村の農地所有者や地域に居住する土地持ち非農家を重要な関係者と位置付けて農村政策を展開する必要がある。

１．農山漁村等地域集落の定住促進等のための抜本的対策

農業をはじめとする一次産業と他産業が連携した経済活動や集落のインフラ整備、買い物支援などの生活の利便性の確保等、省庁を横断した抜本的な施策の展開を早急に図ること。

２．農村の持続的発展に向けた支援

集落営農による生活支援の取組や自治会等の生活支援組織による農用地の保全等の取組を行う農村ＲＭＯの形成を推進すること。

また、中山間地域において円滑にスマート農業導入を行うための情報通信環境の改善・整備、オペレーターの養成を支援すること。

農地転用許可後の太陽光発電施設の適正管理と事業廃止後の設備撤去等について、ガイドラインの整備等について万全を期すること。

３．鳥獣害等対策・ジビエ利活用

鳥獣被害防止特措法に基づき、地域主体の多様な取組を支援するとともに、捕獲の専門人材の確保・育成を推進すること。

また、罠設置のための狩猟免許取得に向けたの支援、ジビエの利活用のための処理加工施設の更なる整備、需要拡大、コミュニティビジネス・地域ブランド化、ＧＰＳやＩＣＴ檻の設置等の支援を行うこと。

サル、イノシシ、シカのほか、クマによる被害が深刻化するなか、個体群管理、電気柵の設置等対策を強化すること。

4．都市農業の振興

（1）都市農業の振興に関する計画（地方計画）の策定と推進

都市農業振興基本法に基づく地方計画の策定を進め、地域計画と併せて市町村の農業振興計画の中で位置付けることによって一体的に農業振興が図られるよう、優良農地「保全ファースト」の明確化と農用地除外の慎重な判断について改めて啓発を行うこと。

宅地等の農地転換に当たって、ガイドラインの作成、普及を図ること。

（2）都市農地貸借円滑化法の啓発と貸借の促進

市街化区域農地についても、その保全と有効活用に向けて貸借が促進されるよう、都市農地貸借円滑化法の啓発と認定都市農地貸付け、相続税納税猶予制度の活用を促進すること。

あわせて、生産緑地をはじめとする都市農地の担い手への貸付や市民農園等としての利用を促進するため、都市地域の農業委員会及び農業委員会ネットワーク機構による農地の出し手と受け手のマッチング体制の整備を図ること。また、農業委員会のあっせんにより農地を売った場合の８００万円控除の特例を市街化区域にも適用し控除額も拡大すること。

さらに、三大都市圏特定市以外の市町村においても、生産緑地制度導入と指定に向けた指導・啓発を強化すること。納税猶予制度については、農業用倉庫、農道など農業用施設も対象とすること。

都市農地の保全と継承のため、相続税にかかる負担軽減措置について検討すること。

（3）農業体験農園、都市農村交流活動の普及・拡大

農業体験農園は、農業収入の安定と都市住民の農業理解の醸成に大きく貢献しており、新規就農（希望）者の研修・育成の役割も期待できる。

体験農園利用者が、希望すれば就農まで移行できるような体制を整備するとともに、都市にとどまらず中山間地域も含めた広い地域で農業体験農園、都市農村交流を普及・拡大する取組を支援すること。

5．大規模自然災害への備えと復旧・復興対策

（1）農村の防災・減災対策の強化等

大規模自然災害に対する備えとして、農山漁村コミュニティの活性化

による地域防災力の向上に取り組み、農村地域における防災・減災対策の早急な整備強化を進めるとともに、災害リスクの周知、渇水や大雨等への対策を強化すること。

また、能登半島地震の復旧・復興を急ぐとともに、被災後に新たな災害によって再度被災しないよう、これまで以上に災害に強い施設の再建と大区画化等機能向上を進めるなど、被災農業者が意欲を持って営農を再開できる総合的な支援を継続的に実施すること。

（2）東日本大震災・原発事故からの再生に向けた支援の継続

東日本大震災・原発事故からの復興支援を継続的に実施するとともに、いまだ原発事故による日本産農林水産物の輸入規制をしている国・地域に対しその撤廃を強く求めていくこと。

Ⅵ. 農業委員会系統組織の予算確保と体制整備

農業委員会は「農地利用の最適化」が法令必須業務に位置付けられ、地域の貴重な資源であり、個人の貴重な家産でもある農地を次代に引き継ぐ「農地の守人（まもりびと）」となっている。

今後は地域計画を実行していくための役割や権能を明らかにし、農地利用最適化推進委員の配置についても、課題の解決に向けた取組を行う必要がある。

１．農業委員会業務の見直しと事務局体制の整備

農業委員会は業務の増加に比べて、事務局の人員体制が不足している。このため、農業委員会の業務を見直し、業務の集中・重点化を図った上で、各種制度に精通した専門的知識を有する職員や会計年度職員の採用も含めた人員体制を確保するとともに、農業委員会ネットワーク機構等への業務委託等のため十分な予算を措置すること。

農地利用状況調査に当たっては、中山間地域等直接支払や多面的機能支払、転作確認とも連携し人工衛星等の画像診断の活用を進めること。

２．農業委員会系統組織予算の確保

農業委員会が地域の実態に応じた活動ができるように、農業委員会系統組織予算を確保するとともに、使いやすい予算とすること。農地利用最適化推進事業の農地集約化促進モデル事業については、農業委員会と関係団体が連携した効果的な体制整備が行われるよう支援すること。

特に農業委員会の事務効率化のため、委員一人ひとりにタブレット端末を導入し、書類の電子化と事務作業の省力化、事務局との連絡調整・現地調査や活動記録の効率化を進めるための予算措置を行うこと。

市町村農業委員会を支援する農業委員会ネットワーク機構である都道府県農業会議、全国農業会議所についても、農地利用最適化、地域計画実現を支援する人材確保について所要の予算を措置すること。

３．農業委員と農地利用最適化推進委員の併存配置の見直し

地域計画の実行という地域の要請と期待に応えられるよう、権能の異なる農業委員と農地利用最適化推進委員の併存配置について、現在の両委員

の総数を減ずることなく一体化を図る見直しを早急に実現すること。

4．女性委員の登用促進・定着の支援強化

都道府県及び全国の女性委員組織では研修会や勉強会等を開催して女性委員の登用促進や資質向上を支援しているが、現行の機構集積支援事業は予算不足により、出席旅費等を工面できない市町村があるため、新規事業により女性委員の出席旅費や開催経費等を支援すること。

5．農業委員会の自主的活動の支援

農業委員会が事業実施主体となって、委員による遊休農地の解消や新規就農者の育成、鳥獣被害対策の実施等の地域課題に応じた取組を柔軟に支援できる事業を創設すること。

6．農業委員会サポートシステムの最新化・利用促進に向けた対応

（1）システム改修・運用保守の予算確保

度重なる農地制度の見直しを経て、農業委員会からシステムの機能改善等の要望が多数出されている。近年の人件費や資材高騰も踏まえ、システム改修及び運用保守の予算を確保すること。

（2）住民基本台帳及び固定資産課税台帳との照合への支援

農地台帳は農地法等により毎年、住民基本台帳及び固定資産課税台帳との照合が必要であり、照合作業は、操作や調整等の業務負担が大きく専門性が求められることから、農業委員会に対する照合支援予算を拡充すること。

（3）農業委員会サポートシステム地図の定期的な更新に向けた支援

システムの地図は、農林水産省が法務局から取得する登記所備付地図データを元に更新しているが、全農地の情報が網羅されていないことから、対策を検討すること。

（4）地籍調査の全地域での早期完了に向けた働きかけ

地籍調査は農用地で 71%にとどまる。農業委員会サポートシステムは地籍調査をベースにした地図を利用しているため、地籍調査を早急に完了するよう農林水産省として市町村及び国土交通省へ強く働きかけること。

（５）農業委員会サポートシステムのインターネット利用に向けた支援

システムのインターネット接続による利用拡大に向けた働きかけを行うとともに、利用環境の整備に向けた予算支援を行うこと。

（６）農業委員会への各種調査の実施に当たっての配慮

農林水産省が農業委員会に対して行う各種調査に当たっては、業務効率化の観点から、システムを活用して簡易に回答ができるよう、省内で十分に調整して実施すること。

【第２号議案】

「地域計画の実現により、持続可能な農業・農村を創る全国運動」を推進するための申し合わせ決議（案）

われわれ農業委員会系統組織は、食料生産基盤である農地を守り・活かすため、地域の実情に応じた農地利用の最適化活動に取り組んでいる。

このような中、農業委員会は現在、「地域計画」の実現やブラッシュアップに向け、市町村や関係機関・団体と連携を深めながら取り組みを進めている。

われわれは、「地域計画の実現により、持続可能な農業・農村を創る全国運動」を通じた農地利用の最適化活動の一層の推進、持続可能な農業・農村の形成に取り組んでいるが、その実現に向けて、特に以下の取り組みの強化について、ここに申し合わせ決議する。

記

1．地域計画の実現とブラッシュアップに向け取り組もう

（1）地域計画の推進体制を構築しよう

地域計画の実現等に向けて取り組むため、市町村や関係機関・団体と役割分担するとともに、進捗管理や課題の共有のための協力体制を構築しよう。

（2）農地利用等の意向把握を強化しよう

農地所有者・耕作者の今後の農地利用意向の把握を強化しよう。

（3）地域の話し合いに主体的に参画しよう

市町村に協力し、関係機関・団体及び農業者が参加した地域の話し合いに主体的に参画しよう。

（4）目標地図の変更素案を作成しよう

市町村からの求めに応じ、現行の地域計画、農地所有者・耕作者の意向等を十分に反映した目標地図の変更素案を作成しよう。

（5）農業委員会サポートシステムを最新化し活用を進めよう

地域計画の実現・ブラッシュアップを進めるため、農業委員会サポートシステムの農地等の情報を適時適正に更新して最新化を図り、関係機関で活用しよう。

(6)地域計画の実現に向けた取り組みを実施しよう

目標地図に位置付けられた者に対する農用地利用集積等促進計画による貸借を進めるため、市町村と連携した同計画の原案作成や農地中間管理機構への要請等に取り組もう。

(7)地域計画のブラッシュアップに向けた取り組みを実施しよう

受け手が未定の農地が多い地域や担い手不足の地域は、話し合いで受け手の特定に努めよう。また、地域外の担い手等を迎え入れも検討しよう。

(8)地域計画の浸透に努めよう

農業委員会だよりや市町村広報等を活用して全ての農業者に地域計画の取り組みの周知を図ろう。

2. 委員の日常的な活動により農地利用の最適化を推進しよう

(1)日常的な農地の見守りや耕作者等への声掛けを進めよう

農業委員、農地利用最適化推進委員は日々、農地の見守りや耕作者等への声掛けを実施し、農地利用の最適化に繋げよう。

(2)活動を記録して情報共有しよう

すべて活動を記録簿に記帳しよう。また、把握した農地等の情報は常に委員及び事務局全員で共有して日常活動に活かそう。

(3)農地利用最適化推進事業費等を有効活用しよう

農地利用最適化推進事業費や機構集積支援事業費を有効に活用して、各委員の活動支援をはじめ、農業委員会全体の取り組みの充実を目指そう。

(4)上乗せ条例づくりを進めよう

農業委員、農地利用最適化推進委員の最適化活動を後押しするため、市町村に対し上乗せ報酬条例の制定と必要に応じた改正を働きかけよう。

3. 農業の担い手の確保・育成対策に取り組もう

関係機関・団体と連携し、認定農業者等担い手の組織化と組織活動への支援、農業者に対する簿記記帳・青色申告の啓発・普及、法人化支援等経営確立に向けた取り組みを進めよう。また、男女共同参画や労働環境の改善に向けた

家族経営協定の推進、老後生活の安定のための農業者年金の加入推進の取り組みを強化しよう。

4. 農業者や地域の声を収集して「意見の提出」に取り組もう

農業委員会の日常業務を通じて農業・農村の現場課題を幅広く収集し、農業委員会法第 38 条に基づく「意見の提出」に取り組もう。特に、市町村長に対して「意見の提出」を行う場合は地域計画の実現を具体的に促すものとしよう。

5. 農業委員会の体制強化に努めよう

(1)委員研修等を実施しよう

農業委員と農地利用最適化推進委員が求められる役割を果たせるよう、研修会や委員間の意見交換会を定期的に実施しよう。

(2)タブレットの有効活用に取り組もう

地域計画の実現・ブラッシュアップのための意向把握をはじめ、農地パトロール(利用状況調査)等でのタブレット活用を進め、活動の効率化を図ろう。

(3)農業委員会の体制を強化しよう

農業委員会の役割増を踏まえ、活動実施に必要な委員と事務局の人員確保に努めよう。

(4)女性や若者の委員登用を促進しよう

女性や若い農業者の委員登用に向け、市町村長等への働きかけを一層強化しよう。

(5)綱紀保持の取り組みを徹底しよう

農業委員会が担っている職務と責任を自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用するとともに、法令遵守と倫理観を高めるための研修を実施しよう。

(6)農業委員会業務の重点化・スリム化に取り組もう

農業委員会業務が質量ともに増加する中、農地利用の最適化や地域計画の実現等の業務を確実に実施することが困難になってきている。業務の重点化・スリム化に向けて創意工夫を進めるとともに、制度や運用の改善を求めていこう。

【第３号議案】

「情報提供活動」の一層の強化に関する申し合わせ決議（案）

農業委員会の情報提供活動は、農業委員会法第６条第３項第２号「農業一般に関する調査及び情報の提供」に明記されている。

この情報提供活動によって、地域の農業者や住民に対し、農業委員会活動や農地制度・農業施策等を積極的かつ効果的に発信していくことが必要不可欠である。

このため、全国の農業委員・農地利用最適化推進委員が一丸となり、『情報提供活動なくして農地利用の最適化なし』の気概をもって、全国農業新聞、全国農業図書の普及・活用、「農業委員会だより」の発行など情報提供活動の一層の強化を図る必要がある。

ついては、情報提供活動の一層の強化について以下の３つの取り組みをここに決議する。

記

１．農業委員と推進委員は「全国農業新聞」の皆購読を早期に達成し、農業委員数と推進委員数の５倍以上の購読部数達成に向け、「両委員１人毎年１部以上の新規購読申込みの確保」に取り組もう

全国の農業委員と農地利用最適化推進委員は、「全国農業新聞」の皆購読を早期に必達するため、特に統一改選年である本年、改選がなされる農業委員会において、確実に皆購読を実現しよう。

農業委員会系統組織が発行する唯一の全国媒体である「全国農業新聞」は、農地利用の最適化に向けた取り組みなど農業委員会の様々な活動を紹介し、地域の農業者に対する最も大事な情報提供の手段となっていることから、農業委員と農地利用最適化推進委員は普及拡大の意義とともに自らの活動に役立つ新聞であることを改めて認識し、その推進に取り組もう。

2．「全国農業図書」の必携図書等の必読、常備図書の整備とともに、研修会資料への活用、農業者への啓発に取り組もう

全国の農業委員と農地利用最適化推進委員は「全国農業図書」の必携図書並びに準必携図書を必読し、農業委員会業務の知識習得に努めよう。また、農業委員会事務局は業務推進に欠かせない常備図書の整備に努めよう。

さらに、農業委員会の研修会などにおいても「全国農業図書」を活用し、農業委員会関係者をはじめ、地域の農業者への農業施策などの浸透を図ろう。

3．「農業委員会だより」の発行、市町村広報やインターネットの活用などを通じた農業委員会活動の“見える化”を徹底しよう

「農業委員会だより」の発行や市町村広報誌での「農業委員会コーナー」などを確保し、インターネットの活用を取り入れるなど農業委員会活動に関する情報発信を多様化し、地域の農業者や住民に対する情報提供を徹底しよう。

これらの取り組みの気運を醸成するため、農業委員会は、全国農業会議所が実施する「農業委員会だより全国コンクール」に積極的に応募しよう。

【第４号議案】

令和８年度全国農業委員会会長大会実行運動計画（案）

大会当日の実行運動

（１）大会終了後、都道府県ごとにそれぞれ選出国会議員に対して、大会で決議した提案事項等について要請を行う。

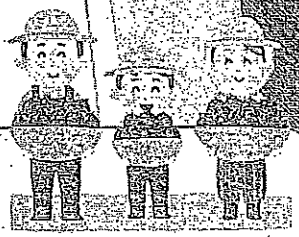
（２）政府および与党幹部に対しては、全国農業会議所の役員等を中心に要請を行う。

長野県農作業安全運動

いのちを守る作業安全は全てに優先

【農作業安全運動月間】

春 5/1▶5/31　秋 9/1▶9/30

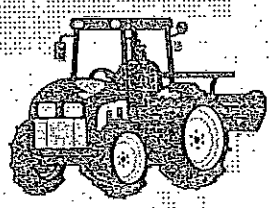


事故防止のきほんの"き"

- ゆとりを持って作業をしましょう
- こまめに休憩しましょう
- 水分を摂り、熱中症に注意しましょう
- ひとりでの作業はできるだけ避けましょう



農業機械を使用する時は



- シートベルト・ヘルメットを着用しましょう
- ほ場周辺の危険箇所を確認しましょう
- 農業機械や服装の点検を行いましょう

長野県農作業事故防止啓発動画をYouTubeに公開中！！

【トラクター編】　【乗用草刈機編】　【高所作業機編】　【スピードスプレーヤー編】　【刈払機編】

【お問い合わせ先】長野県農政部農村振興課　TEL:026-235-7245（直通）

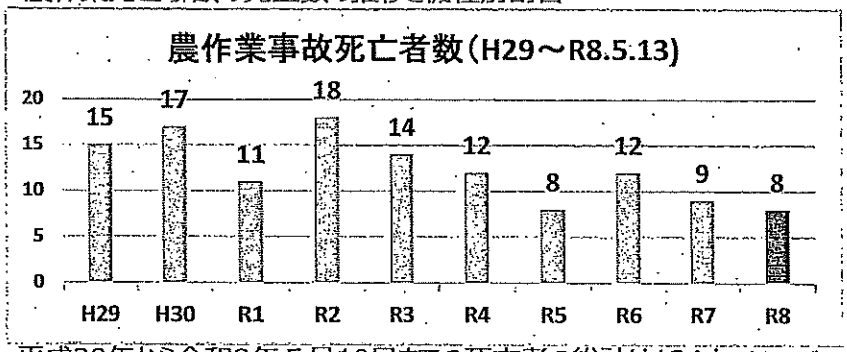
長野県

協力：長野県警察
（一財）日本農村医学研究所

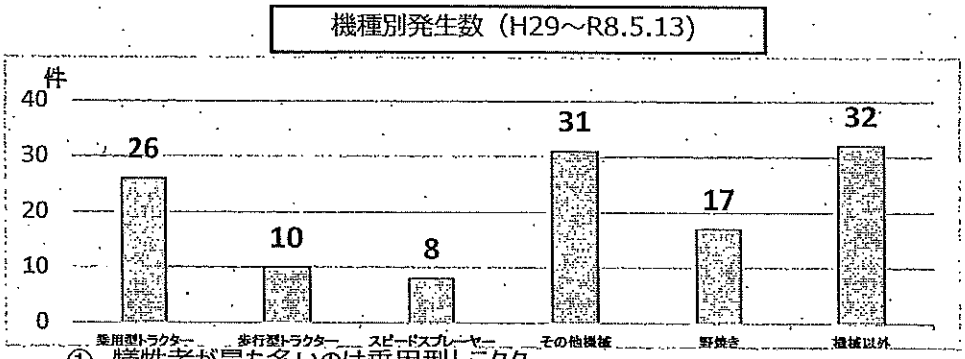
長野県における農作業事故の実態

令和８年５月13日
長野県農政部農村振興課

1　農作業死亡事故の発生数の推移と機種別割合



平成29年から令和8年５月10日までの死亡者の総計は124人（上記グラフ参照）
10年間で平均すると12.4人
死亡事故は乗用型・歩行型トラクターによるものが多い
※死亡事故は、当事者が事故発生から24時間以内に亡くなった場合の件数。

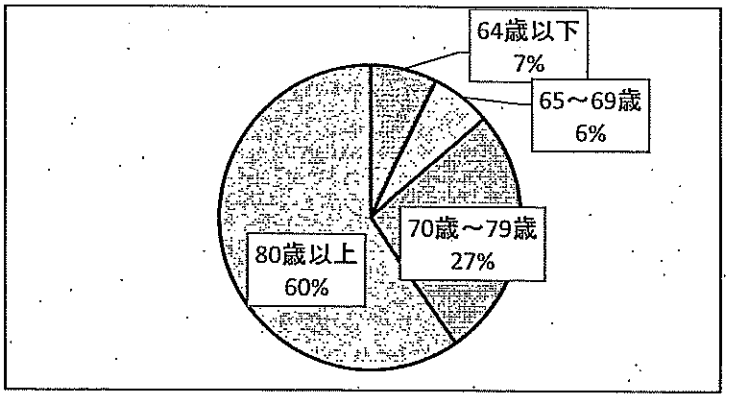


① 犠牲者が最も多いのは乗用型トラクター
② その他機械では乗用型草刈機（11件）、機械以外では熱中症（16件）が多い
③ 乗用型トラクターによる死亡事故はＲ6に３件、Ｒ7に2件発生、Ｒ８は３件発生。

2　年齢別死亡事故発生状況

農作業死亡事故の93%は６５歳以上の農業者

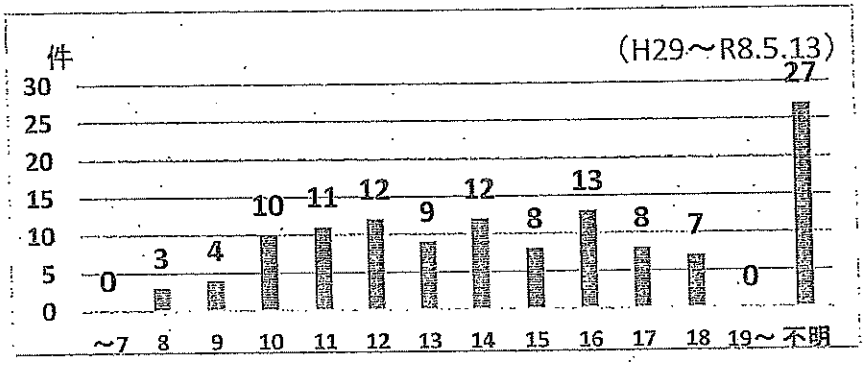
死亡事故の年齢別割合（H29～R8. 5. 13）



① 農作業事故死亡者の年齢は、年々高齢化している。
② 主な原因として、農業従事者が高齢化しているほか、
運動能力・反射神経の低下が考えられる。

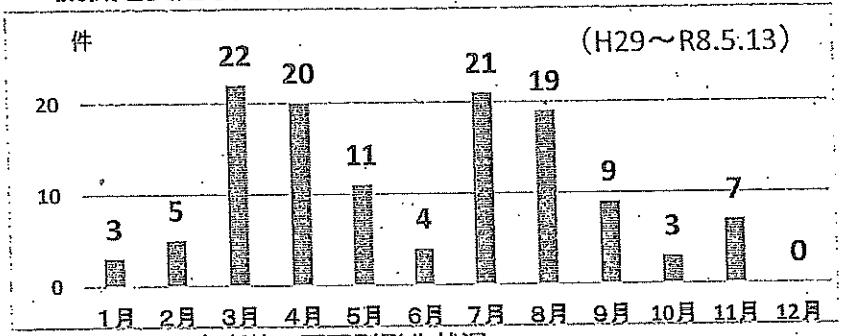
3　時間別農作業死亡事故発生状況

農作業事故が多い時間　午前10時～午後５時



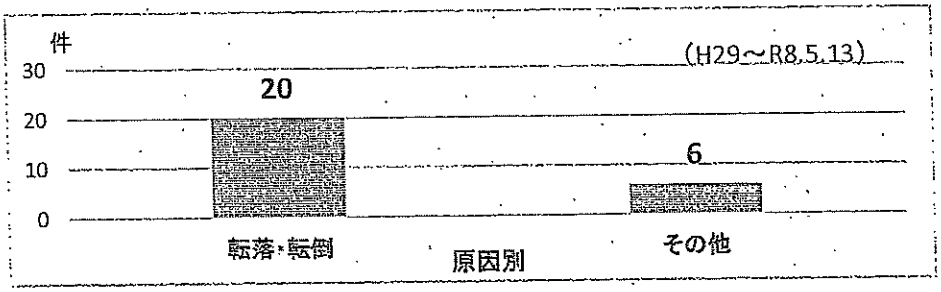
4　月別農作業死亡事故発生状況

機械を使用し始める３月～５月が多く、７月や秋の収穫期にも多い。

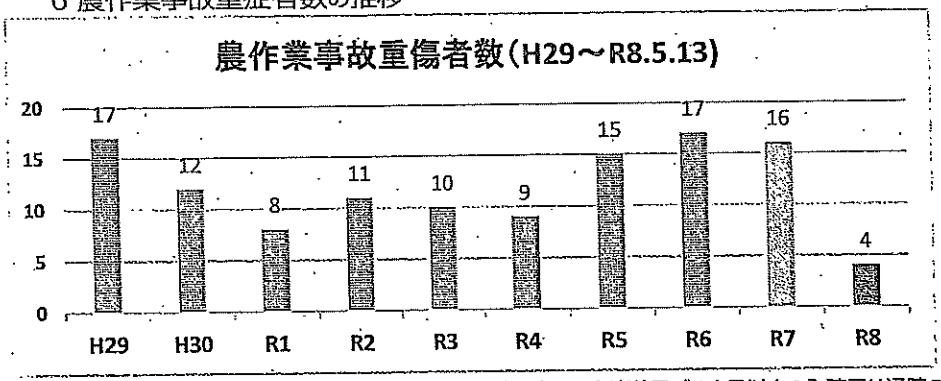


5　トラクター死亡事故の原因別発生状況

乗用型トラクターの死亡事故は、そのほとんどが転落・転倒事故
（死亡事故は安全フレーム・安全キャブがないものが大部分）



6 農作業事故重症者数の推移

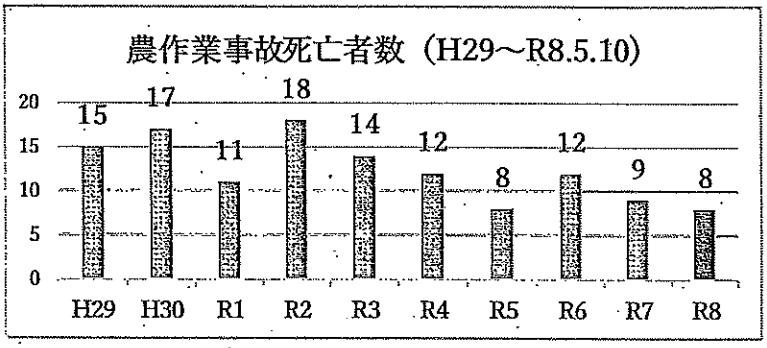


※重傷事故は、当事者が事故発生から24時間経過後に亡くなった事故及び１カ月以上の入院又は通院の必要のある場合の件数。

農作業事故が多発しています！

～学ぼう！正しい安全知識～

長野県内では令和８年農作業による死亡事故がすでに８件、そのうち７件の事故が65歳以上となっており、特に高齢農業者による事故の割合が高くなっています。家族や仲間同士で互いに声を掛け合い、安全に農作業をしましょう。



（令和8年5月10日時点の速報値、長野県まとめ）

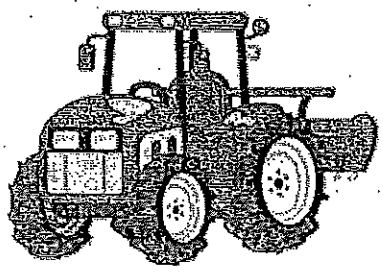
事故防止のための注意点

★シートベルト・ヘルメットを着用しよう！

農業機械を使う時は、シートベルト及びヘルメット等の保護具を着用しましょう。
また、作業時の服装についても危険がないか確認しましょう。

★トラクターは走行中の転倒・転落に注意！

直角カーブ・鋭角カーブ・坂道走行・狭い道幅・草むらなどではスピードを抑えましょう。



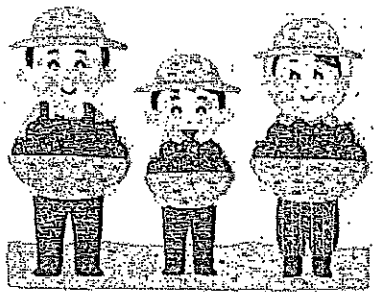
★こまめに休憩をしましょう！

意識して水分補給し、熱中症にも注意しましょう。



★ひとりでの作業はできるだけ避けましょう！

ふたり以上で作業し、お互い異常がないか確認しあいましょう。

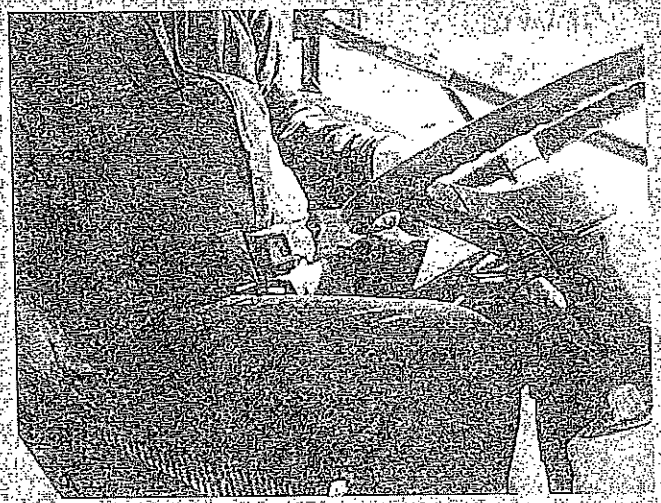


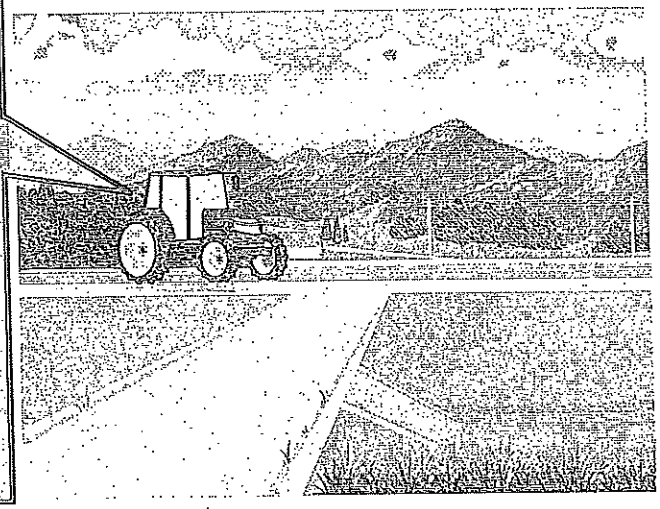
★作業前に、ほ場内の危険箇所を確認しましょう！

ほ場内で作業に支障がでるような枝や障害物がないか確認しましょう。

令和８年度 春の農作業安全運動月間（５月１日～５月３１日）
長野県・長野県農作業安全推進会議

シートベルト着用義務化





道路運送車両の保安基準改正(※)により、乗用型トラクタで道路を走行する際には、シートベルト着用が義務化されます。　※令和7年6月17日公布

義務化はいつから？

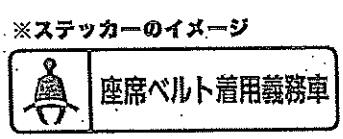
令和9年1月1日 からです。

どのトラクタが対象？

令和9年1月1日以降に製造された座席を有するトラクタは、大型特殊自動車・小型特殊自動車に限らず対象車となります。

対象のトラクタには、ボンネット側面に座席ベルト着用義務車を示すステッカー(※)が貼付されます。

※ステッカーのイメージ





違反した場合は？

シートベルトの着用義務違反として、点数1点が付されます。

裏面へ

農林水産省

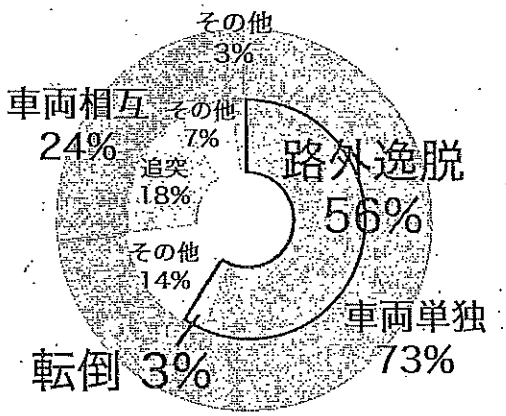
シートベルトを締めましょう！

シートベルト着用は、トラクタの死亡事故率低下に有効です

トラクタの交通事故の特徴

農耕作業用特殊車の死亡事故は車両単独による路外逸脱・転倒が多く、特に乗用型トラクタの死亡事故が多い状況。

農耕作業用特殊車における
死亡事故類型別割合

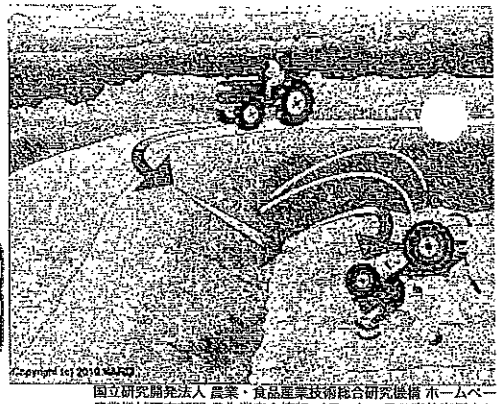


(公財)交通事故総合分析センターのデータより農林水産省分析
(平成23年～令和２年、1当2当合計)

【トラクタでの道路走行時の危険因子】
- 左右独立ブレーキの連結忘れによる片ブレーキでの予期しない旋回
- 作業機による車幅の変化や重心の変化
- 凸凹道や狭路等、不安定な道路の走行

路外逸脱や
転倒の可能性

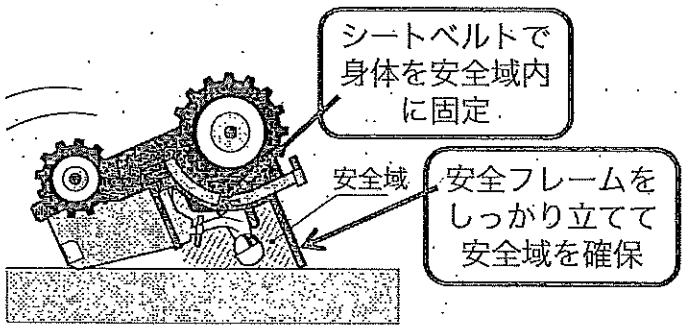
車体から投げ出される、
車体の下敷きになる等により
死亡・重傷の恐れ



国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構 ホームページ
農業機械研究部門 農作業安全情報 イラストで見る事故事例より

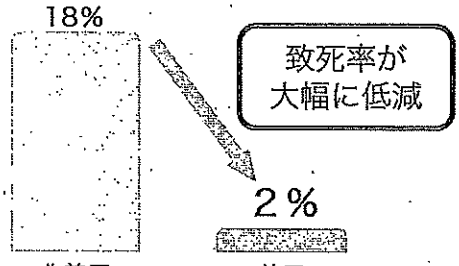
シートベルトの効果

乗用型トラクタの路外逸脱・転倒事故における死亡・重傷リスクに対し、シートベルトを安全キャブ・フレームとセットで使用することが重要！



シートベルトを着用することで安全キャブ・フレームによりつくられる安全域にとどまることができ、トラクターの下敷きになることを防ぐことができる。

農耕作業用特殊車における事故時の
シートベルト着用状況別致死率



(公財)交通事故総合分析センターのデータより農林水産省分析
(平成23年～令和2年、1当2当合計)

参考情報

農林水産省ホームページもご覧ください。

シートベルト着用義務化について

(動画)シートベルトしてますか

地域計画の推進について

1　地域計画の概要

・農業経営基盤強化促進法の一部改正（令和５年度）により、市町村が令和７年３月までに、従前の人・農地プランが法定化された「地域計画」を策定することとなった。
・長野県では、77 市町村 444 地域で地域計画が策定された。

人・農地プラン
（地域農業の将来の在り方）
⇒
地域計画
（地域農業の将来の在り方＋目標地図）

2　現状と課題

市町村による地域計画のブラッシュアップ・実現を後押しするため、県現地支援チーム（地域振興局農業農村支援センター・農地整備課）が伴走支援を行なう中で、以下の課題が明らかとなってきた。

課題
①守るべき農地の約 35%で将来の担い手が位置付けられていない
②多くの市町村が 10 年後の姿まで十分に協議できていない
③事業を推進する専門的な知識・技術を持つ職員が不足している
④市町村・地域ごとの地理的条件や主要品目、担い手確保状況等の違いにより、注力するべき課題が多岐にわたる

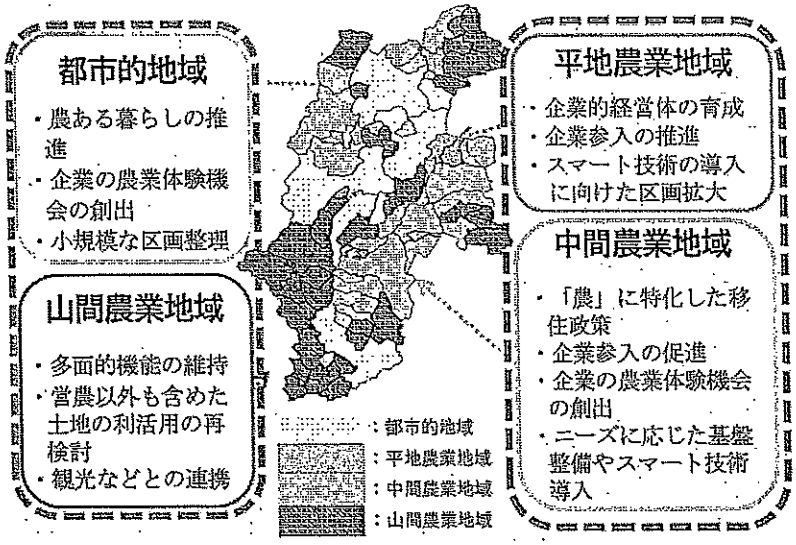
（※）「地域類型」について
・地形、都市化の程度等の条件から、全国の市町村を下図の４種類に分類するもの
・地域類型によって農を取り巻く環境は大きく異なるため、それぞれに適した施策が必要

⇓

様々な課題に対する優良事例を創出するため、「重点支援地域」を選定（40 地域）

【重点支援地域選定の主な観点（例）】

①新たな作物導入を考えている
②新たな担い手確保（企業誘致等）を考えている
③遊休農地の解消・利用、樹園地継承を進めようとしている
④集積・集約を図るための基盤整備を進めようとしている
⑤作物の栽培手法に応じたエリア調整を考えている
⑥スマート農業の導入を考えている

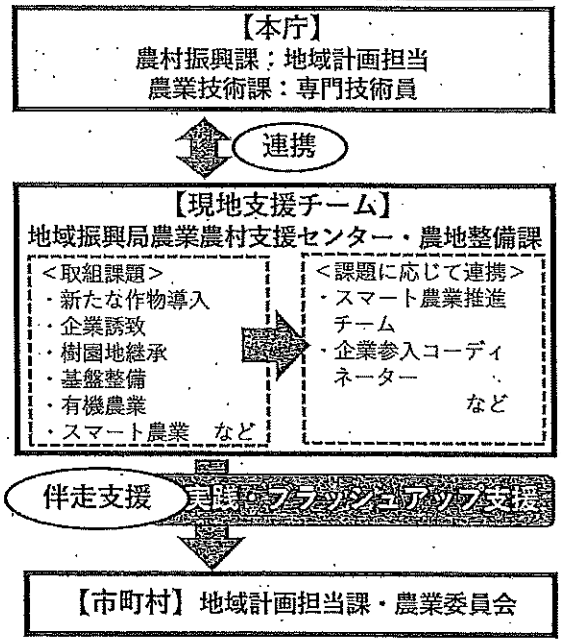


3　令和８年度における県の推進体制

地域の将来像の明確化・実現に向けて、関係機関等と連携しながら、市町村が取り組む地域計画のブラッシュアップを伴走支援。

（１）地域計画担当専門技術員の設置による包括的支援
- 主として地域計画を担当する専門技術員を新たに設置
- 圏域横断的に各現地支援チームの取組に関与し、共通課題の解決方策検討、優良事例の横展開等を実施

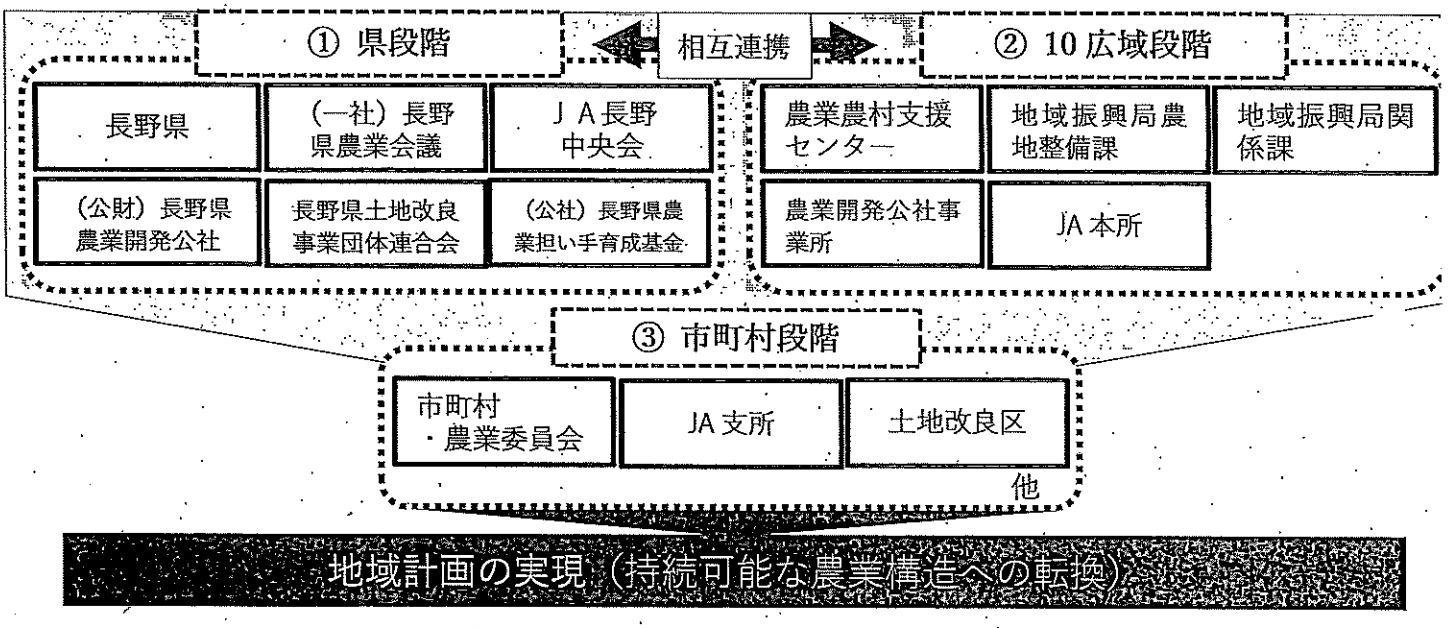
（２）現地支援チームによる支援体制強化
- 重点支援地域の課題とその解決に向けた取組方針を整理したロードマップを作成
- 市町村・関係機関・県の役割分担を明確化し、連携しながら伴走支援を実施



4　関係機関との連携

（１）県段階における「６者合意」について
- 下図①の６者において、関係機関の役割分担のもと、相互の連携を強化し、「地域計画」の実行とブラッシュアップを積極的に支援することを定めた「６者合意」を制定。
- 農業会議においては、農業委員会が作成する目標地図素案の円滑なブラッシュアップに向けた支援、農業委員会の取組調整等を担う。

（２）連携・支援イメージ図



7　農業委員会への伝達事項

市町村と連携のもと、以下の取組をお願いします。
- 地域計画のブラッシュアップに向けた協議の場への参画
- 目標地図の更新に向けた素案作成
- 県現地支援チームを含む関係機関との積極的な連携、情報共有

地域計画ブラッシュアップ支援ロードマップ　一覧表

No.	広域	市町村	地域名	地域分類	主な品目	課題解決テーマ									
						①新たな作物導入	②担い手の確保・育成	③企業誘致の推進	④経営体の規模拡大・法人化	⑤遊休農地の解消・利用	⑥樹園地継承	⑦集積・集約のための基盤整備	⑧作物や栽培手法に応じたエリア調整	⑨スマート農業導入	⑩その他
1	佐久	小諸市	大里地区の一部（滝原・西原・諸・後平・菱野）	④山間農業地域	水稲		○		○						
2	佐久	佐久市	中込	②平地農業地域	水稲				○						
3	佐久	立科町	中尾・美上下除くその他地域	③中間農業地域	水稲								○		
4	佐久	佐久穂町	千代里	③中間農業地域	水稲、飼料作物、はくさい、キャベツ、ブロッコリー、レタス							○			
5	上田	上田市	塩田地区	③中間農業地域	果樹					○					○
6	上田	東御市	祢津地区	③中間農業地域	水稲							○			○
7	上田	長和町	古町地区	③中間農業地域	果樹		○			○					○
8	上田	青木村	青木地区	③中間農業地域	アスパラガス他野菜		○		○						
9	諏訪	岡谷市	湊・栃久保	①都市的地域	水稲、野菜（ジャガイモ、サツマイモ）									○	○
10	諏訪	茅野市	全域	③中間農業地域	野菜（9品目）、花き（7品目）							○			○
11	上伊	辰野町	全域(羽北、小野、川島、辰野、朝日)	④山間農業地域	有機野菜の栽培・採種		○						○		
12	上伊	中川村	片桐北部、片桐中部、前沢洞、三田島、大草北部、大草中部、大草南部、葛島、西原	③中間農業地域	水稲、果樹、野菜等									○	○
13	南信	松川町	上片桐大沢地区	③中間農業地域	果樹（りんご、なし等）・水稲	○	○			○		○	○		
14	南信	平谷村	平谷村	④山間農業地域	トマト他		○			○					○
15	南信	下條村	石仏	③中間農業地域	なし、市田柿、りんご		○	○	○		○	○		○	
16	木曽	木祖村	木祖村全域	④山間農業地域	野菜（ハクサイ、スイートコーン）、作物（そば）、畜産（子牛）				○	○					○
17	木曽	木曽町	開田高原西野	③中間農業地域	野菜（ハクサイ、スイートコーン、そば、大豆）				○						○
18	木曽	木曽町	開田高原末川	③中間農業地域	作物（水稲、そば）、畜産（酪農、繁殖和牛）、果樹				○						○
19	木曽	南木曽町	与川	③中間農業地域	作物（水稲、エゴマ）				○	○				○	

20	松本	松本市	梓川	②平地農業地域	果樹		○				○				
21	松本	松本市	今井	②平地農業地域	果樹		○					○		○	○
22	松本	生坂村	生坂	④山間農業地域	水稲、ぶどう、自給的野菜		○		○			○			
23	松本	麻績村	麻績村	④山間農業地域	りんご		○								
24	北ア	大町市	常盤地区	②平地農業地域	水稲、土地利用作物、果樹、野菜	○	○		○			○		○	
25	北ア	池田町	池田町地区	②平地農業地域	水稲、土地利用作物、ワイン用ブドウ、野菜	○	○					○			○
26	北ア	松川村	松川村地区	②平地農業地域	水稲、土地利用作物、果樹（りんご、もも等）、野菜				○			○	○	○	
27	北ア	白馬村	北城・神城地区	③中間農業地域	水稲、そば、大豆、野菜等	○			○			○		○	
28	長野	長野市	豊野地区	②平地農業地域	果樹										○
29	長野	長野市	更北地区	①都市的地域	果樹		○								○
30	長野	長野市	川中島地区	①都市的地域	果樹							○			○
31	長野	長野市	若穂綿内地区	②平地農業地域	果樹							○			○
32	長野	長野市	松代町東条・皆神台・松代温泉・豊栄・西条地区（豊栄・欠地区）	④山間農業地域	水稲、野菜	○			○			○			
33	長野	長野市	戸隠地区	③中間農業地域	野菜		○			○					○
34	長野	長野市	信更地区	③中間農業地域	水稲、果樹				○	○					
35	長野	小布施町	小布施地区（矢島集落）	②平地農業地域	りんご、水稲他						○				
36	長野	信濃町	信濃町地区（柏原地区）	③中間農業地域	水稲、トウモロコシ				○						
37	長野	飯綱町	赤東地区（東柏原集落他）	②平地農業地域	水稲、りんご他							○			○
38	長野	飯綱町	中郷地区（平出集落）	②平地農業地域	もも、りんご、水稲他		○								
39	北信	中野市	豊田地区（永田地区）	③中間農業地域	果樹、水稲		○				○				○
40	北信	山ノ内町	西部地区	④山間農業地域	果樹						○				○

地域分類	該当数
①都市的地域	3
②平地農業地域	11
③中間農業地域	18
④山間農業地域	8
合計	40

課題解決テーマ	該当数	割合 ??/40
①新たな作物導入	5	13%
②担い手の確保・育成	17	43%
③企業誘致の推進	1	3%
④経営体の規模拡大・法人化	15	38%
⑤遊休農地の解消・利用	8	20%
⑥樹園地継承	5	13%
⑦集積・集約のための基盤整備	15	38%
⑧作物や栽培手法に応じたエリア調整	4	10%
⑨スマート農業導入	8	20%
⑩その他	20	50%

※ロードマップ記載内容から読み取れる範囲でカウント

※「その他」は鳥獣害対策、集落営農推進、6次産業化など

農業会議における地域計画の推進について

令和８年５月 15 日 長野県農業会議

１ 目的

本年は県内で６割を超える 49 市町村の農業委員会で改選が行われることから、新任の農業委員、農地利用最適化推進委員に対しその役割と責務をご理解いただくとともに、地域計画の実行やブラッシュアップなど農地利用の最適化の推進に向けた取組みを進める。

◈地域計画の実行やﾌﾞﾗｯｼｭｱｯﾌﾟに係る農業委員、農地利用最適化推進委員の役割

①農地所有者等の意向把握と現況地図の作成・更新
　農地の出し手及び受け手の意向、遊休農地の情報など
②協議の場における具体的な取組
　現況地図や目標地図の更新に向けたコーディネート
③目標地図のブラッシュアップのための素案の更新
　農業委員会サポートシステム（タブレット等）を活用した目標地図の素案作成
④地域計画の実現のための取組
　農地の集約化に向けた調整や農地中間管理機構への利用権設定の促進

２ 研修会等の開催について

（１）市町村農業委員会長及び事務局長合同会議

ア 日時場所等

令和８年５月 27 日（水）13:00～ 松本市浅間温泉文化センター

イ 内容

○地域計画の推進に係る農業委員会の役割と責務について
○地域計画のブラッシュアップについて

（２）新任農業委員及び農地利用最適化推進委員向け研修会の開催について

ア 日時場所等

開催日時	場所
８月 24 日（月）13:00～16:00	佐久市 佐久平交流センター
８月 25 日（火）13:00～16:00	伊那市 県伊那文化会館
８月 26 日（水）13:00～16:00	長野市 ホクト文化ホール
８月 27 日（木）13:00～16:00	松本市 松本市浅間温泉文化センター

イ 説明内容等（案）

○農業委員会制度等について
○農地法、農業経営基盤強化促進法及び農地関連制度について
○地域計画の推進に係る農業委員会の役割と責務について

ウ 対象者

令和８年度改選の新任農業委員及び農地利用最適化推進委員、市町村農業委員会担当者等

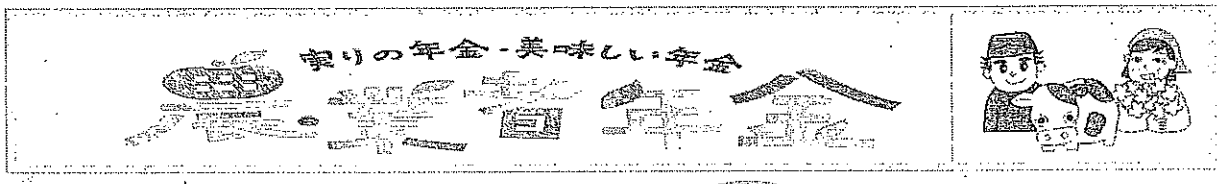
３ 地域計画のブラッシュアップに向けた支援について

（１）先進事例の共有

県内外市町村等が取組む先進事例を共有し、ブラッシュアップの幅を広げる。
実施時期：令和８年９月頃から

（２）地域計画のブラッシュアップに取組む農業委員会との意見交換

県現地支援チームと連携し、40 の地域計画ブラッシュアップ重点支援地域から選定、意見交換を実施
実施時期：令和８年 11 月頃から



加入推進ニュース

一般社団法人　長野県農業会議
令和８年５月１５日 <No.２>

☆４月の新規加入実績

４月の新規加入者は表のとおり、12 市町村において、15 人となりました。

須坂市では、保険料の引き下げ（保険料月額 10,000 円～）を利用した加入がありました。平均寿命・平均余命が男女とも伸びており、年金の必要性・重要性は増しています。

農業者の老後生活の安定及び福祉の向上を図るため、一人でも多くの農業者の方に制度を知っていただけるよう、引き続き普及推進活動をお願いします。

表：４月の新規加入者数　（単位：人）

市町村名	新規加入者			市町村名	新規加入者		
	全体	20～39 歳	女性		全体	20～39 歳	女性
上田市	1		1	須坂市	2	1	1
南箕輪村	1		1	千曲市	1		1
飯田市	1			坂城町	1	1	
松本市	2	1		小布施町	1	1	
塩尻市	2		1	中野市	1	1	
長野市	1	1	1	飯山市	1	1	
				合計１２市町村	１５	7	6

☆６月研修会の予定

６月４日　10:30～　ＷＥＢ「農業会議支部担当者会議」

６月４日　13:15～　ＷＥＢ「課題別研修会」【現況届事務手続き】（対象：新任担当者）

☆「現況届」に係る事務処理をお願いします！

独立行政法人農業者年金基金では、毎年６月１日時点における受給者の状況確認（受給者が、引き続き農業者年金を受給する資格があるか否かの確認）を行っています。

本年度も間もなく、同基金から受給者の方へ「農業者年金受給権者現況届」が、農業委員会には、確認するための用紙「現況届提出対象者一覧表」が送付されますので、項目に沿って確認と基金への報告をよろしくお願いします。

なお、新任担当者の方は６月４日に「現況届の事務について」研修会を開催いたしますので、ご都合をつけて出席をお願いします。

☆提出書類のお願い！

令和７年度「業務委託手数料の実績報告書」と「加入推進活動管理表」を、まだ提出されていない農業委員会の方は、大至急提出をお願いします。メールでの提出も可能です。

令和８年（2026 年）５月 13 日

県内事業者　代表者　様

国際経済情勢に係る長野県連絡協議会
会長（長野県知事）阿部　守一

中東情勢悪化による県内事業者への影響に関するアンケートについて（依頼）

平素より、県内産業振興施策へのご協力を賜り、御礼申し上げます。

さて、本年２月以降の中東情勢の悪化により、燃料油や石油製品をはじめとした様々な製品、資材等の調達への不安や価格上昇が続いています。そこで、県内経済及び企業への影響を把握し、「国際経済情勢に係る長野県連絡協議会※」として迅速な対応策の検討を行うため、アンケートを下記のとおり実施いたします。

ご多忙のところ恐れ入りますが、本アンケートにご協力くださいますよう、お願い申し上げます。

また、国では、燃料油や石油製品等の流通や取引に影響がある事業者からの相談・情報提供窓口を開設しています。 個別の事業者等の皆様からのご相談・情報提供を受け付けておりますので、積極的にご活用ください。

詳細は、別紙をご覧ください。

記

1　回答方法

以下の URL または右の２次元コードから回答ください。

https://forms.cloud.microsoft/r/PhpDZn7f2n

2　回答期限

令和８年（2026 年）５月 28 日（木）

3　その他

(1) ご回答内容については、対外秘の項目を除いては集計の上、企業名が特定されない形で公表させていただきますので、ご了承ください。

(2) 本アンケートは県内企業の声を幅広く収集するため各構成団体で周知することから、**同一の事業所に複数の機関から同じ依頼が届く可能性がありますが、ご容赦ください。この場合、複数回答いただく必要はありません。**

※本協議会について（令和８年３月 17 日　米国関税に係る長野県連絡協議会を改組し設置）

国際情勢の変化による関税措置の県内企業及び地域経済への影響について早急な情報収集を行うとともに、事業者へ正確な情報共有等を図るため、長野県及び県内の経済団体等から成る協議会

（構成団体）

（一社）長野県経営者協会、長野県中小企業団体中央会、（一社）長野県商工会議所連合会、長野県商工会連合会、長野県農業協同組合中央会・各連合会、（株）日本政策金融公庫長野支店、（独）日本貿易振興機構（ジェトロ）長野貿易情報センター、（株）中小企業基盤整備機構関東本部、（公財）長野県産業振興機構、関東経済産業局、長野県

（問合せ先）
国際経済情勢に係る長野県連絡協議会　事務局
（長野県産業労働部産業政策課内）
担当　神林、力、堀内
住所　長野市南長野幅下 692-2
Mail　san-kikaku@pref.nagano.lg.jp
TEL　026-235-7205

別紙

しあわせ信州
山々と育む すこやかな国

中東情勢の緊迫化に伴う石油及び関連製品等に関する国の相談窓口の活用等のご案内

国では、石油及び関連製品等について、流通や取引に影響を受けている事業者の方を対象に、相談・情報提供の窓口を設置しています。

製品等の必要以上の供給制限や、停止などの情報がありましたら、ご相談をお願いします。

中小企業、個人事業者の方も、積極的に国の相談窓口を活用してください。
（対象者に規模や業種による制限はありません）

【国相談窓口】

経済産業省 （事業者、消費者の方）	厚生労働省 （医療関係の方）	環境省 （廃棄物処理業等の方）	農林水産省 （農林畜産業、食品産業、木材産業の方）	国土交通省 （交通、物流、自動車整備、上下水道、建設、住宅関係産業の方）	国土交通省 （住宅資材、設備等に関する情報）
燃料油や石油由来の化学品・製品等の供給に関する情報提供の受付フォーム	中東情勢関連対策ワンストップポータル	中東情勢対策ポータル	中東情勢関連対策ポータル	燃料油や石油製品等の供給に関する相談窓口	中東情勢に係る住宅分野情報提供窓口

【参考】国対応事例

- 豆腐製造業者のA重油、豆腐を入れる容器を確保
- 靴の製造に使用する接着剤を確保
- 機器メーカーや医療機関での滅菌に必要な酸化エチレンガスを供給
- 自動車・自動車部品塗装に使用するシンナーを確保
- バス・トラックの軽油を確保
- ごみ焼却施設で使用する重油を確保

事業者を対象としたアンケート調査

■目的　国際情勢の変化が県内事業者の経営に与える影響を把握し、必要な対策を検討するため、関係部局と連携し、アンケート調査を実施

■実施時期　５月13日（水）～５月28日（金）

■結果公表　５月下旬 or ６月上旬（各派代表者懇談会、県議会等で説明予定）
※適宜、速報としてとりまとめ

■対象業種　農業、林業、建設業（土木・建築）、製造業、電気・ガス、運輸、卸売・小売、医療・介護・福祉、サービス（観光・宿泊業）、廃棄物処理業、教育、飲食　等

【アンケート内容】
・企業・団体名　・入力者 職氏名　・業種　・従業員規模

設問１　中東情勢の悪化は、貴事業所の事業活動に影響を与えているか。

① 大きく影響を与えている
② 少し影響を受けている
③ 今後影響を受ける可能性がある
④ 現在、今後ともに影響は受けない
⑤ 現時点では分からない
⑥ その他（　　）

設問２-１　（設問１で①②③を回答した方）要因について伺います（複数選択）

① 燃料油価格の高騰（ガソリン・重油等）
② ①の品薄による調達難
③ 石油製品価格の高騰（ナフサ等の石油由来）
④ ③の品薄による調達難
⑤ ③以外の資材（肥料、飼料含む）価格の高騰
⑥ ⑤の品薄による調達難
⑦ 上記以外の価格高騰や調達難
⑧ サプライチェーンの混乱
⑨ 中東でのプロジェクト延期
⑩ その他（　　）

事業者を対象としたアンケート調査

設問２－２　2-1の具体的な内容（いつから、なにが、どのような状態など）

（例）仕入れ先のSS（〇〇）にも元売り（〇〇）から重油が４月末から供給されなくなった

設問３　（設問１で①②③を回答した方）貴事業所での対応策（複数選択）

① 事業活動の停止、縮小
② 自社内での燃料油や石油由来製品の使用量削減
③ 顧客への価格転嫁
④ サプライヤーとの値下げ交渉
⑤ 国の目詰まり相談窓口活用
⑥ 対応できていない
⑦ その他（　　）

設問４　（設問１で①②③を回答した方）今後考えられる懸念点について

設問５　行政や関係団体からの必要な支援策について（複数回答）

① 燃料油の安定供給
② 石油製品の安定供給
③ 資材等の安定供給
④ 省エネ化・エネルギーコスト削減支援
⑤ 資金繰り支援
⑥ 価格転嫁支援
⑦ 生産性向上支援
⑧ 相談体制強化、情報提供の迅速化・充実化
⑨ 現時点では分からない
⑩ 特に必要ない
⑪ その他（　　）

設問６　県等に相談や質問、ご意見など